

平成 24 年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次

I 調査経過	5
II 調査結果	6
1. 定員と現在員	6
2. 年齢別施設利用者数	8
3. 施設・事業在籍年数	11
4. 重度重複障害児加算の状況	14
5. 強度行動障害児（者）の状況	14
6. 重度障害者支援加算の状況	15
7. 身体障害の状況	15
8. 精神障害の状況	17
9. 支援度	18
10. 利用率	20
11. 障害程度区分等の状況	21
12. 療育手帳の状況	22
13. 複数事業利用者の状況	22
14. 入所型施設の居室の状況	23
15. 日中活動利用者の生活の場の状況	23
16. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	24
17. 入退所の状況	25
18. 就労の状況	30
19. 精神病院への入院の状況	35
20. 死亡の状況	37
21. 入所者の高齢化と老化	40
調 査 票	46

I 調査経過

平成24年度調査は障害者自立支援法への移行期間が終了し、調査対象の全事業所が児童福祉法及び障害者自立支援法へ移行が完了して初めての調査結果となった。調査票発送時には旧法施設として把握していた1,968施設が、すべて自立支援法事業へ移行して回答されており、全体の回収率は68.4%（昨年度63.7%）という結果であった。〔表1〕

障害者自立支援法が施行された18年度調査以降、本調査結果には旧法施設と自立支援法事業の集計表を併載する必要がある等、晦渋であったが、全事業所が自立支援法事業となったことにより、児童福祉法と障害者自立支援法という大枠の中、施設種別に分けて調査結果を表示することが可能となった。

一方、今年度の調査結果については取り扱い上十分な注意が必要である。例えば〔表3〕定員と現在員において、平成23年度と平成24年度の充足率が比較してあるが、平成23年度の充足率の値は旧法施設を除く自立支援法事業のみの値であり、平成24年度では前年度に比べて充足率がすべて減少しているのもそのためと推察される。

全国的障害者施設・事業実態調査は、経年変化を追う形で知的障害福祉の実態を基礎データとして積み上げていく重要な役割を担っており、平成24年度調査が実質的な障害者自立支援法（25年度以降は障害者総合支援法）の調査のスタートの年となった。今後の知的障害福祉の増進のための提言における基礎資料として、本調査の位置づけは重要なものとなるため、今後とも本調査に対する皆様のご理解とご協力を願うところである。

調査・研究委員会 委員長 佐々木 敏 宏

表1 調査票提出状況

施設種別			施設数	提出数	回収率 (%)	
旧法施設	入 所	児 童	214	-	-	
		更 生	345	-	-	
		授 産	74	-	-	
		通 勤 寮	49	-	-	
	通園・通所	児 童	219	-	-	
		更 生	235	-	-	
		授 産	832	-	-	
計 (I)			1,968	-	-	
児童福祉法及び障害者総合支援法	児 童	障害児入所施設	33	177	536.4	
		児童発達支援センター	71	205	288.7	
	単 独 型	療 養 介 護	1	1	100	
		生 活 介 護	781	1,564	200.3	
		自 立 訓 練	40	53	132.5	
		就 労 移 行 支 援	46	43	93.5	
		就 労 継 続 支 援 A 型	53	36	67.9	
		就 労 継 続 支 援 B 型	451	394	87.4	
	多機能型事業所			1,773	1,405	79.2
	計 (II)			3,145	3,496	111.2
(うち施設入所支援)			1,006	1,255	124.8	
全体 (I + II)			5,113	3,496	68.4	
多機能型事業所の内訳	生 活 介 護		1,115	993	89.1	
	自 立 訓 練		277	262	94.6	
	就 労 移 行 支 援		819	578	70.6	
	就 労 継 続 支 援 A 型		95	63	66.3	
	就 労 継 続 支 援 B 型		1,341	1,146	85.5	

- * 発送時はデータ上に旧法も混在。
- * 障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。
- * 自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。
- * 財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果

1. 定員と現在員

表2は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

表2 定員規模施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計	
児童福祉法	障害児入所施設	16	21	49	31	32	25	2	1	0	177	
		9.0	11.9	27.7	17.5	18.1	14.1	1.1	0.6	0	100	
	児童発達支援センター	12	14	105	31	24	15	3	0	0	204	
		5.9	6.9	51.5	15.2	11.8	7.4	1.5	0	0	100	
	計 (I)	28	35	154	62	56	40	5	1	0	381	
		7.3	9.2	40.4	16.3	14.7	10.5	1.3	0.3	0	100	
障害者自立支援法	単独型	療養介護	0	0	1.0	0	0	0	0	0	0	1
			0	0	100	0	0	0	0	0	0	100
	日中系	生活介護	39	195	213	276	340	418	68	9	6	1,564
			2.5	12.5	13.6	17.6	21.7	26.7	4.3	0.6	0.4	100
	多機能型事業所	自立訓練	6	30	13	2	1	1	0	0	0	53
			11.3	56.6	24.5	3.8	1.9	1.9	0	0	0	100
	多機能型事業所	就労移行支援	17	18	3	4	0	1	0	0	0	43
			39.5	41.9	7.0	9.3	0	2.3	0	0	0	100
	多機能型事業所	就労継続支援A型	10	14	4	5	1	2	0	0	0	36
			27.8	38.9	11.1	13.9	2.8	5.6	0	0	0	100
	多機能型事業所	就労継続支援B型	37	183	75	63	20	15	1	0	0	394
			9.4	46.4	19.0	16.0	5.1	3.8	0.3	0	0	100
		計	109	440	308	350	362	437	69	9	6	2,090
		5.2	21.1	14.7	16.7	17.3	20.9	3.3	0.4	0.3	100	
	多機能型事業所	31	236	287	341	162	293	40	10	5	1,405	
		2.2	16.8	20.4	24.3	11.5	20.9	2.8	0.7	0.4	100	
	計 (II)	140	676	595	691	524	730	109	19	11	3,495	
		4.0	19.3	17.0	19.8	15.0	20.9	3.1	0.5	0.3	100	
	(うち施設入所支援)	2	6	174	251	398	342	63	11	8	1,255	
		0.2	0.5	13.9	20.0	31.7	27.3	5.0	0.9	0.6	100	
	合計 (I + II)	168	711	749	753	580	770	114	20	11	3,876	
		4.3	18.3	19.3	19.4	15.0	19.9	2.9	0.5	0.3	100	

前年との比較では、定員30名未満の事業所は105ヶ所減の879事業所、その構成比は22.7%となり2.2ポイント減少した。一方、30～49名の事業所の構成比は前年の36.9%から1.9ポイント増加(38.8%)し、50～99名の事業所は0.3ポイントの増(34.8%)、100～199名の事業所は0.01ポイントの減(3.45%)であった。

また、日中系事業(単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む)では29名以下の階層(23.3%)の構成比が最も高く816ヶ所、次いで60～99名の階層の730ヶ所(20.9%)、40～49名の事業所691ヶ所(19.8%)、30～39名の事業所595ヶ所(17.0%)、50～59名の事業所524ヶ所(15.0%)の順であった。他の階層に比して60～99名の階層が高いのは、障害者支援施設として日中系事業を実施する事業所が、夜間(施設入所支援)の定員に加えて日中の定員を増やし、入所している利用者の他に日中外から通所する利用者を受け入れているためと推察される。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護では50～99名の階層が最も多く(48.5%)この階層で約半数を占めるが、自立訓練や就労移行支援では29名以下の階層が大半(67.9%、81.4%)を占め、就労継続支援A型、B型も同様の傾向(29名以下の階層で66.7%、55.8%)であった。

なお、居住の場である施設入所支援においては50～99名の構成比が最も高く59.0%(740ヶ所)、次いで30～49名の33.9%(425ヶ所)となっており、100名以上も6.5%(82ヶ所)であった。

表3 定員と現在員

施設種別	定員	現在員(措置・契約)			平成24年度 充足率(A)	平成23年度 充足率(B)	(A) - (B) 充足率増減		
		男	女	計					
児童福祉法	障害児入所施設	7,069	4,090	1,771	5,861	82.9	86.9	▲ 4.0	
	児童発達支援センター	7,127	6,061	2,185	8,246	115.7	115.8	▲ 0.1	
	計 (I)	14,196	10,151	3,956	14,107	99.4	101.5	▲ 2.1	
障害者自立支援法	日中系(単独・多機能含む)	療養介護	30	16	12	28	0	-	-
		生活介護	110,657	66,422	44,117	110,539	99.9	102.9	▲ 3.0
		自立訓練	4,058	2,155	1,212	3,367	83.0	89.4	▲ 6.4
		就労移行支援	7,095	3,869	1,962	5,831	82.2	88.5	▲ 6.3
		就労継続支援A型	1,957	1,240	578	1,818	92.9	97.4	▲ 4.5
		就労継続支援B型	35,987	21,582	13,668	35,250	98.0	101.4	▲ 3.4
		計 (II)	159,784	95,284	61,549	156,833	98.2	101.4	▲ 3.2
		(うち施設入所支援)	71,645	41,177	27,464	68,641	95.8	98.2	▲ 2.4
合計 (I + II)	173,980	105,435	65,505	170,940	98.3	101.4	▲ 3.1		

表3は定員に対する現在員の割合(充足率)を示したものである。全体で見ると、前年(101.4%)より3.1ポイント減少し、98.3%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所支援は82.9%と対前年比4.0ポイントの減であった一方、児童発達支援センターは115.7%と前年(115.8%)とほぼ同様であった。

成人の日中系事業全体で見ると、充足率は98.2%であった。種別毎にみると、生活介護99.9%、自立訓練83.0%、就労移行支援82.2%、就労継続支援A型92.9%、就労継続支援B型98.0%と事業によって充足率に若干の差はあるが、ともに前年に比してマイナスであったことがわかる。

なお、施設入所支援の充足率は95.8%であった。

2. 年齢別施設利用者数

表4は、年齢別利用者数を種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体でみると、利用者の最も多い年齢階層は、30～39歳の階層で、次いで多いのは20～29歳の青年層であり、この両階層だけで43.2%を占める。

施設利用者のなかに、60歳以上の老年期にある利用者の占める率は、毎年僅かずつ増加しており、今年度調査でも13.1%と前年(12.9%)に比して0.2ポイントの増加であった。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年度の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年(11,258人)より8人少ない11,250人であるが、そのうち79.6%(8,956人)は施設入所支援に在籍している。

男女差をみると、男性が61.7%を占め、ほぼ例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が62.4%で、18歳未満の児童期では男児が71.7%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表4 年齢別施設利用者数

(人)

年 齢		0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～75	75～79	80以上	不明	計		
児 童 福 祉 法	障害児 入所施設	男 女 計	3 0 3	98 37 135	683 279 962	700 346 1,046	1,180 589 1,769	369 175 544	572 187 759	339 86 425	115 48 163	25 19 44	4 4 8	2 1 3					4,090 1,771 5,861	
	児童発達支 援センター	男 女 計	369 173 542	4,882 1,731 6,613	771 269 1,040	12 4 16	21 7 28	6 1 7	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	6,061 2,185 8,246	
	計 (I)	男 女 計	372 173 545	4,980 1,768 6,748	1,454 548 2,002	712 350 1,062	1,201 596 1,797	375 176 551	572 187 759	339 86 425	115 48 163	25 19 44	4 4 8	2 1 3	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	10,151 3,956 14,107	
障 害 者 自 立 支 援 法	療 養 介 護	男 女 計							2 1 3	5 2 7	5 4 9	2 2 4	2 1 1					16 12 28		
		生 活 介 護	男 女 計					47 28 75	1,657 811 2,468	13,184 7,008 20,192	17,435 9,514 26,949	15,224 9,432 24,656	9,350 7,808 17,158	4,512 4,333 8,845	2,413 2,419 4,832	1,496 1,564 3,060	719 774 1,493	385 426 811	0	66,422 44,117 110,539
			自 立 訓 練	男 女 計					26 10 36	358 185 543	673 384 1,057	368 208 576	326 194 520	245 121 366	109 62 171	32 33 65	17 12 29	1 3 4		2,155 1,212 3,367
	就 労 移 行	男 女 計					63 32 95	693 310 1,003	1,521 754 2,275	817 426 1,243	477 300 777	250 120 370	47 20 67	1 0 1					3,869 1,962 5,831	
		就 労 継 続 A 型	男 女 計					26 17 43	352 165 517	375 178 553	288 144 432	158 51 209	40 22 62	1 1 2					1,240 578 1,818	
			就 労 継 続 B 型	男 女 計				25 4 29	726 378 1,104	6,031 3,710 9,741	5,801 3,793 9,594	4,524 2,995 7,519	2,697 1,695 4,392	1,206 716 1,922	375 242 617	162 108 270	29 22 51	6 5 11		21,582 13,668 35,250
	計 (II)	男 女 計	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	161 74 235	3,460 1,701 5,161	21,763 12,022 33,785	24,801 14,121 38,922	20,844 13,069 33,913	12,702 9,797 22,499	5,916 5,155 11,071	2,822 2,696 5,518	1,675 1,684 3,359	749 799 1,548	391 431 822	0	95,284 61,549 156,833	
		(うち施 設入所 支援)	男 女 計					67 43 110	362 159 521	4,237 1,894 6,131	9,918 4,644 14,562	11,017 6,463 17,480	7,556 6,176 13,732	3,672 3,477 7,149	2,052 2,105 4,157	1,302 1,386 2,688	655 721 1,376	339 396 735	0	41,177 27,464 68,641
			合 計 (I + II)	男 女 計	372 173 545	4,980 1,768 6,748	1,454 548 2,002	712 350 1,062	1,362 670 2,032	3,835 1,877 5,712	22,335 12,209 34,544	25,140 14,207 39,347	20,959 13,117 34,076	12,727 9,816 22,543	5,920 5,159 11,079	2,824 2,697 5,521	1,675 1,684 3,359	749 799 1,548	391 431 822	0

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者(児)総数5,861人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は66.8%(3,915人)と前年に比して2.3ポイント増加したが、この種別が抱えてきた「過齢児」問題は未だ解消されていない。なお、この種別において、利用者の最も多いのは15～17歳の階層の30.2%で、次いで多いのは12～14歳の階層17.8%と続いている。

②児童発達支援センター

この種別の利用児8,246人は、6歳未満の幼児が86.8%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療

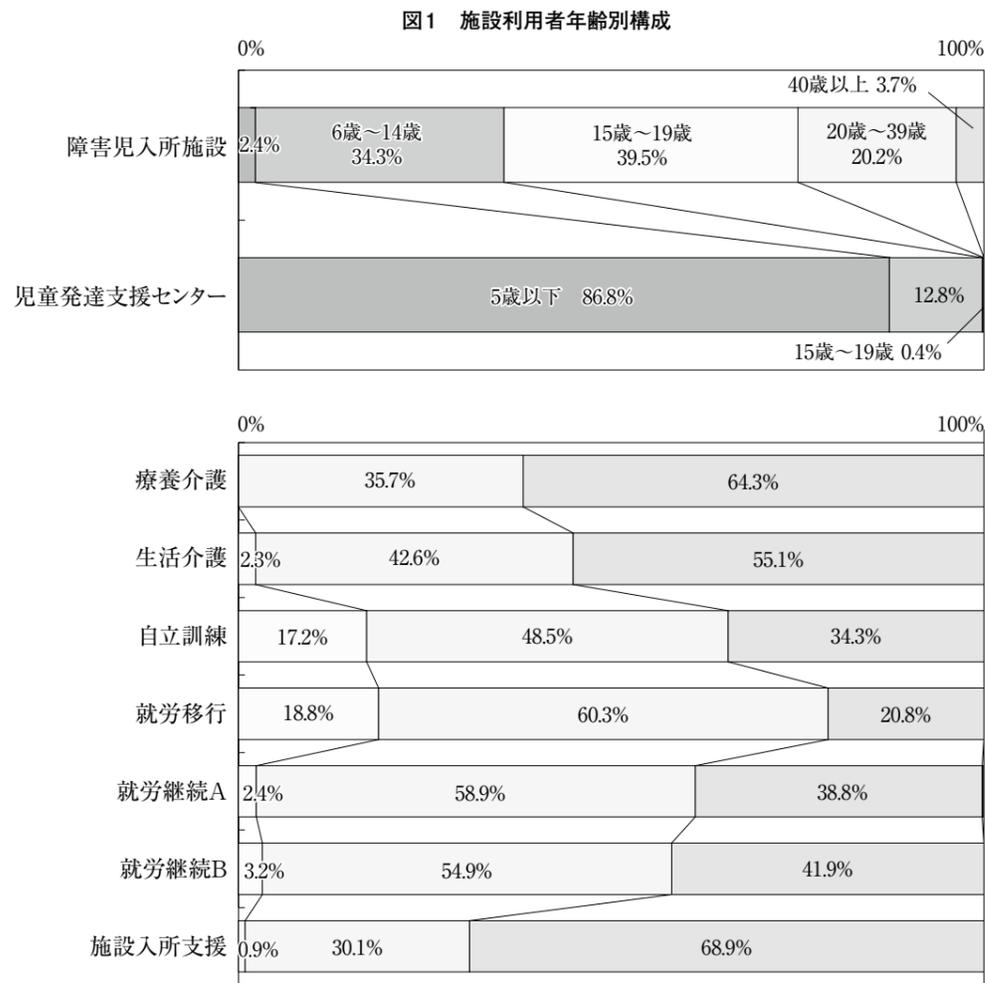
育施設」としての、この種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は35人（0.4%）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割程度の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

(2) 障害者自立支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者の多い年齢階層は、30～59歳までの3階層（66.7%）で、20～29歳の階層は8.9%であった。一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者数から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で31.4%、30～39歳の階層で27.6%、この両階層だけで59.0%を占める。男女差をみると、男性が61.4%を占めている。これを年齢階層別で見ると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では47.5%、就労移行では56.2%を占めている。



3. 施設・事業在籍年数

表5は種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表6ではその構成比をみた。

表5 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男 195	308	437	437	579	964	477	203	285	120	26	59	4,090	
		女 77	168	236	202	299	403	165	55	82	60	17	7	1,771	
	計	272	476	673	639	878	1,367	642	258	367	180	43	66	5,861	
児童福祉法	児童発達支援センター	男 751	2,186	1,851	990	225	7						51	6,061	
		女 255	760	655	357	114	3						41	2,185	
	計	1,006	2,946	2,506	1,347	339	10	0	0	0	0	0	92	8,246	
児童福祉法	計 (I)	男 946	2,494	2,288	1,427	804	971	477	203	285	120	26	110	10,151	
		女 332	928	891	559	413	406	165	55	82	60	17	48	3,956	
	計	1,278	3,422	3,179	1,986	1,217	1,377	642	258	367	180	43	158	14,107	
障害者自立支援法	療養介護	男		16										16	
		女		12										12	
		計	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
	生活介護	男	11,718	9,034	15,500	8,825	15,055	5,415						875	66,422
		女	7,918	6,105	10,361	5,858	9,654	3,627						594	44,117
		計	19,636	15,139	25,861	14,683	24,709	9,042	0	0	0	0	0	1,469	110,539
	自立訓練	男	639	599	676	146	40	24						31	2,155
		女	332	311	434	79	16	19						21	1,212
		計	971	910	1,110	225	56	43	0	0	0	0	0	52	3,367
	就労移行	男	929	1,265	1,251	327	72	25							3,869
		女	471	616	626	165	58	12						14	1,962
		計	1,400	1,881	1,877	492	130	37	0	0	0	0	0	14	5,831
	就労継続A型	男	123	132	202	245	170	358						10	1,240
		女	50	67	64	137	75	175						10	578
		計	173	199	266	382	245	533	0	0	0	0	0	20	1,818
就労継続B型	男	3,892	3,094	4,852	2,965	4,895	1,780						104	21,582	
	女	2,372	1,984	3,166	1,759	3,125	1,211						51	13,668	
	計	6,264	5,078	8,018	4,724	8,020	2,991	0	0	0	0	0	155	35,250	
計 (II)	男	17,301	14,140	22,481	12,508	20,232	7,602						1,020	95,284	
	女	11,143	9,095	14,651	7,998	12,928	5,044						690	61,549	
	計	28,444	23,235	37,132	20,506	33,160	12,646	0	0	0	0	0	1,710	156,833	
施設入所支援	男	494	1,122	1,742	1,564	2,784	6,596	6,453	5,694	7,947	4,781	1,655	345	41,177	
	女	279	691	1,110	983	1,718	4,256	4,019	3,430	5,452	3,992	1,354	180	27,464	
	計	773	1,813	2,852	2,547	4,502	10,852	10,472	9,124	13,399	8,773	3,009	525	68,641	
合計 (I + II)	男	18,247	16,634	24,769	13,935	21,036	8,573	477	203	285	120	26	1,130	105,435	
	女	11,475	10,023	15,542	8,557	13,341	5,450	165	55	82	60	17	738	65,505	
	計	29,722	26,657	40,311	22,492	34,377	14,023	642	258	367	180	43	1,868	170,940	

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設・事業在籍年数別構成

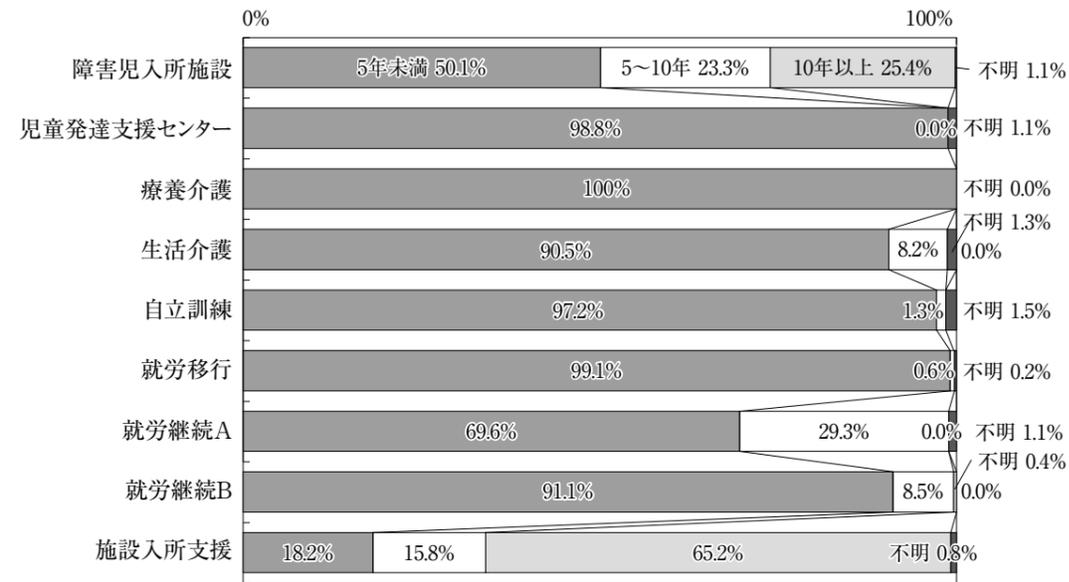


表6 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5~1年	1~2年	2~3年	3~5年	5~10年	10~15年	15~20年	20~30年	30~40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	4.6	8.1	11.5	10.9	15.0	23.3	11.0	4.4	6.3	3.1	0.7	1.1	100
	児童発達支援センター	12.2	35.7	30.4	16.3	4.1	0.1	0	0	0	0	0	1.1	100
障害者自立支援法 日中系 (単独・多機能含む)	療養介護	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100
	生活介護	17.8	13.7	23.4	13.3	22.4	8.2	0	0	0	0	0	1.3	100
	自立訓練	28.8	27.0	33.0	6.7	1.7	1.3	0	0	0	0	0	1.5	100
	就労移行	24.0	32.3	32.2	8.4	2.2	0.6	0	0	0	0	0	0.2	100
	就労継続A型	9.5	10.9	14.6	21.0	13.5	29.3	0	0	0	0	0	1.1	100
	就労継続B型	17.8	14.4	22.7	13.4	22.8	8.5	0	0	0	0	0	0.4	100
	(うち施設入所支援)	1.1	2.6	4.2	3.7	6.6	15.8	15.3	13.3	19.5	12.8	4.4	0.8	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者が73.5%（前年比2.1ポイント減）を占めた。一方、20年以上の長期在籍者は、前年（8.5%）より1.6ポイント増加し10.1%（590人）であった。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齡児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が47.9%で、この種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると94.7%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることを示している。

障害者自立支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数68,641人のうち、在籍期間10年未満の利用者は23,339人（34.0%）。一方、10年以上の利用者は44,777人（65.2%）、そのうち20年以上の在籍者は25,181人（36.7%）と10年以上在籍者の半数以上（56.2%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この種別に高齢者が多いことの原因ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において10年以下となっている。

4. 重度重複障害児加算の状況

重度重複障害児加算の受給状況は、表7のとおりである。

重度重複障害児加算の受給者総数は、334人で、障害児入所施設利用者5,861人の5.7%であった。

表7 重度重複障害児加算の状況

施設種別	重度重複障害児加算の人数	加算受給者の割合 (対現在員比)
障害児入所施設	334	5.7%

5. 強度行動障害児（者）の状況

表8は強度行動障害児（者）の状況とそれに対する特別支援加算の状況を示したものである。この特別支援加算が受けられる利用者は、障害児入所施設のうち、必要な設備を設け、専門職員による指導・訓練を行う施設として定められた施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た施設、及び「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」に定める福祉施設に在籍する者に限られている。

調査結果では、強度行動障害判定基準に基づく10点以上の強度行動障害児（者）は、252人（現在員の4.3%）、20点以上の加算対象者は、30人（0.5%）となっている。

表8 強度行動障害児（者）の状況

(人・下段は%)

内訳	強度行動障害児（者）数			強度行動障害特別支援加算を受けている人数			現在員
	男	女	計	男	女	計	
障害児入所施設	202	50	252	21	9	30	5,861
			4.3			0.5	100

6. 重度障害者支援加算の状況

表9は重度障害者支援加算の状況を示したものである。重度障害者支援加算（Ⅰ）を「受けている」と回答したのは22事業所、重度障害者支援加算（Ⅱ）を「受けている」と回答した事業所数は456ヵ所で受給者数は8,808人（12.8%）であった。

表9 重度障害者支援加算の状況

	施設入所支援			
	人数	%	事業所数	現在員
重度障害者支援加算（Ⅰ）	-	-	22	68,641
重度障害者支援加算（Ⅱ）	8,808	12.8	456	

7. 身体障害の状況

表10は、事業所を利用する者の中で、身体障害者手帳を所持している者（重複障害）の実数と手帳に記載される障害の内訳を種別毎に計上したものである。

知的障害に加え、視覚障害等の何らかの身体障害があり、身体障害者手帳を保持している者の総数は、27,734人、16.2%（前年27,701人、15.8%）であった。障害別にみると、肢体の下肢11,028人（現在員の6.5%）・上肢8,120人（同4.8%）・体幹6,443人（同3.8%）に障害のある人がそれぞれ高く、次いで視覚障害が3,475人（同2.0%）、言語障害が3,387人（同2.0%）となっている。

なお、今回の調査では、身体障害の程度とはクロスできなかったが、事業所における高齢化の進行とともに、身体障害のある者には、その症状、行動面等から事業所の設備整備等において改善（バリアフリー化）が求められている。

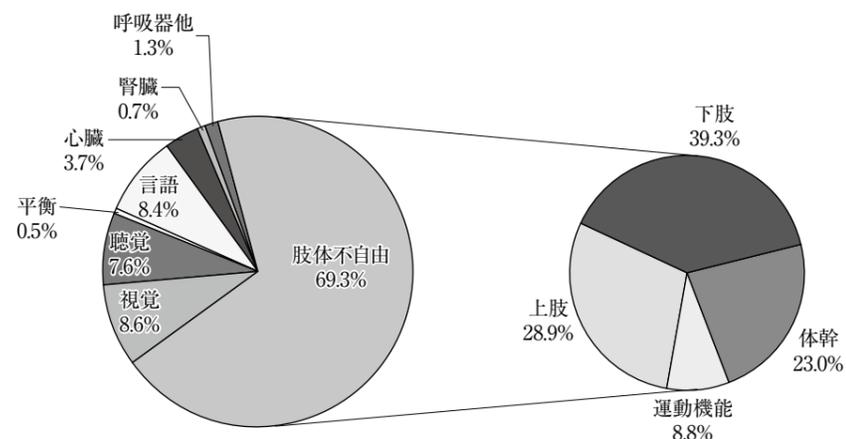
また、心臓等の機能障害のある者の援護には、医療面での関わりも多く、医療職員の確保が必要である。

表10 身体障害者手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		障害者自立支援法						計	(うち施設 入所支援)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		
視覚	43	33	0	3,029	26	20	9	315	3,475	2,115
	0.7	0.4	0	2.7	0.8	0.3	0.5	0.9	2.0	3.1
聴覚	53	77	0	2,408	35	46	34	412	3,065	1,678
	0.9	0.9	0	2.2	1.0	0.8	1.9	1.2	1.8	2.4
平衡	5	7	0	169	1	0	3	20	205	93
	0.1	0.1	0	0.2	0	0	0.2	0.1	0.1	0.1
言語	49	12	2	2,992	27	17	8	280	3,387	2,247
	0.8	0.1	7.1	2.7	0.8	0.3	0.4	0.8	2.0	3.3
肢 体	191	172	0	6,726	75	94	46	816	8,120	3,349
	3.3	2.1	0	6.1	2.2	1.6	2.5	2.3	4.8	4.9
	241	203	0	9,042	117	131	73	1,221	11,028	4,793
	4.1	2.5	0	8.2	3.5	2.2	4.0	3.5	6.5	7.0
体幹	144	221	1	5,482	26	42	18	509	6,443	2,424
	2.5	2.7	3.6	5.0	0.8	0.7	1.0	1.4	3.8	3.5
運動機能	66	219	2	1,884	74	17	6	215	2,483	716
	1.1	2.7	7.1	1.7	2.2	0.3	0.3	0.6	1.5	1.0
内 部 障 害	25	73	0	986	29	35	5	327	1,480	448
	0.4	0.9	0	0.9	0.9	0.6	0.3	0.9	0.9	0.7
	4	0	0	214	6	2	4	63	293	108
	0.1	0	0	0.2	0.2	0	0.2	0.2	0.2	0.2
	2	24	0	107	3	3	0	9	148	43
	0	0.3	0	0.1	0.1	0.1	0	0	0.1	0.1
	3	8	0	224	3	9	0	35	282	150
	0.1	0.1	0	0.2	0.1	0.2	0	0.1	0.2	0.2
0	1	0	8	3	1	0	2	15	2	
0	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0	
1	1	0	12	1	2	0	2	19	2	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	2	0	40	4	1	0	4	51	19	
0	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0	
現在員	5,861	8,246	28	110,539	3,367	5,831	1,818	35,250	170,940	68,641
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
手帳所持者実数	496	772	5	22,292	349	330	153	3,337	27,734	12,667

【図3】 身体障害者手帳保持者の障害内訳



8. 精神障害の状況

知的障害のある人のてんかんおよび他の精神障害の状況を調査した結果は、表11～表12のとおりである。

表11 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		障害者自立支援法						計	(うち施設 入所支援)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		
「てんかん」として 現在服薬中のもの	1,507	645	3	33,623	458	538	146	4,639	39,407	22,208
	25.7	7.8	10.7	30.4	13.6	9.2	8.0	13.2	23.1	32.4
現在員	5,861	8,246	28	110,539	3,367	5,831	1,818	35,250	170,940	68,641
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表12 精神障害状況

(人・下段は%)

病名	児童福祉法		障害者自立支援法						計	(うち施設 入所支援)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		
自閉性障害(小児自閉症、カナー自閉症など)	1,268	2,150	0	11,869	173	269	43	1,726	14,080	7,714
	21.6	26.1	0	10.7	5.1	4.6	2.4	4.9	8.2	11.2
統合失調症	51	0	0	5,735	162	206	64	1,132	7,299	5,079
	0.9	0	0	5.2	4.8	3.5	3.5	3.2	4.3	7.4
気分障害(周期性精神病、うつ性障害など)	49	0	0	1,709	51	78	23	391	2,252	1,506
	0.8	0	0	1.5	1.5	1.3	1.3	1.1	1.3	2.2
非定型精神病	11	0	0	360	3	19	0	59	441	324
	0.2	0	0	0.3	0.1	0.3	0	0.2	0.3	0.5
てんかん性精神病	240	19	0	3,329	56	45	26	418	3,874	3,746
	4.1	0.2	0	3.0	1.7	0.8	1.4	1.2	2.3	5.5
器質性精神病	6	0	0	441	2	1	0	19	463	419
	0.1	0	0	0.4	0.1	0	0	0.1	0.3	0.6
その他(強迫性障害、心因反応、神経症様反応など)	173	78	0	3,504	100	120	11	459	4,194	3,155
	3.0	0.9	0	3.2	3.0	2.1	0.6	1.3	2.5	4.6
現在員	5,861	8,246	28	110,539	3,367	5,831	1,818	35,250	170,940	68,641
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
手帳所持者実数	27	7	0	1,390	149	379	84	0	2,036	877

「てんかん」の状況については、障害児入所施設(25.7%)と生活介護(30.4%)が他に比して高率である。また、生活介護利用者の多くが利用する施設入所支援(32.4%)も同様に高率となっている。

精神障害者手帳所持者数は全体で2,036人(1.2%)と身体障害者手帳に比して著しく低い。これは、精神障害者手帳が1995年の精神保健福祉法改正時に定められたもので、比較的新しく、精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており申請するケースが少ないためと推察される。

現在員に対する精神障害のある者の割合をみると、「自閉性障害(小児自閉症、カナー自閉症など)」が最も高く、全体で8.2%(14,080人)の利用者にあり、次いで「統合失調症」4.3%(7,299人)、「てんかん性精神病」2.3%(3,874人)となっている。「自閉性障害(小児自閉症、カナー自閉症など)」の児童発達支援センター26.1%、障害児入所施設21.6%が突出して高く、生活介護10.7%、施設入所支援11.2%も、他に比して高率であるのが目立つ。

9. 支援度

支援度は、表13〈支援度の指標〉によるもので、最も支援度が低く、「ほぼ自立」している5級から、「常時全ての面で支援を必要」とする1級まで、支援の必要の度合いを1級さぎみの5段階で評価するものである。

表13 〈支援度の指標〉

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体健康にはほとんど配慮を要しない。

表14-1 支援度—日常生活面—

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		障害者自立支援法						(うち施設入所支援)
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
1 級	676	526	8	17,441	42	18	3	175	11,828
	11.5	6.4	28.6	15.8	1.2	0.3	0.2	0.5	17.2
2 級	1,578	1,817	14	35,231	318	228	30	2,173	23,005
	26.9	22.0	50.0	31.9	9.4	3.9	1.7	6.2	33.5
3 級	1,673	2,867	6	35,572	977	981	210	8,319	21,690
	28.5	34.8	21.4	32.2	29.0	16.8	11.6	23.6	31.6
4 級	1,255	1,634	0	17,298	1,280	2,161	641	13,208	9,798
	21.4	19.8	0	15.6	38.0	37.1	35.3	37.5	14.3
5 級	669	871	0	4,989	701	2,324	905	10,750	2,286
	11.4	10.6	0	4.5	20.8	39.9	49.8	30.5	3.3
不明	10	531	0	8	49	119	29	625	34
	0.2	6.4	0	0.0	1.5	2.0	1.6	1.8	0.0
計	5,861	8,246	28	110,539	3,367	5,831	1,818	35,250	68,641
	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表14-2 支援度—行動面—

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		障害者自立支援法						(うち施設入所支援)
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
1 級	785	548	4	16,138	52	17	3	288	11,151
	13.4	6.6	14.3	14.6	1.5	0.3	0.2	0.8	16.2
2 級	1,601	1,936	6	30,053	337	244	30	2,398	20,220
	27.3	23.5	21.4	27.2	10.0	4.2	1.7	6.8	29.5
3 級	1,933	2,790	14	38,924	1,209	1,622	301	10,877	24,538
	33.0	33.8	50.0	35.2	35.9	27.8	16.6	30.9	35.7
4 級	1,080	1,594	4	18,505	1,128	1,903	617	11,871	10,365
	18.4	19.3	14.3	16.7	33.5	32.6	33.9	33.7	15.1
5 級	440	856	0	6,696	585	1,956	836	9,184	2,348
	7.5	10.4	0	6.1	17.4	33.5	46.0	26.1	3.4
不明	22	522	0	223	56	89	31	632	19
	0.4	6.3	0	0.2	1.7	1.5	1.7	1.8	0.0
計	5,861	8,246	28	110,539	3,367	5,831	1,818	35,250	68,641
	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表14-3 支援度—保健面—

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		障害者自立支援法						(うち施設入所支援)
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
1 級	242	101	0	6,123	21	7	0	72	4,497
	4.1	1.2	0	5.5	0.6	0.1	0	0.2	6.6
2 級	609	305	1	18,664	150	87	5	873	13,470
	10.4	3.7	3.6	16.9	4.5	1.5	0.3	2.5	19.6
3 級	1,529	440	2	36,716	677	618	106	5,204	24,744
	26.1	5.3	7.1	33.2	20.1	10.6	5.8	14.8	36.0
4 級	2,119	1,002	25	37,296	1,406	1,967	524	13,395	22,495
	36.2	12.2	89.3	33.7	41.8	33.7	28.8	38.0	32.8
5 級	1,339	5,765	0	11,084	1,032	3,032	1,111	14,986	3,428
	22.8	69.9	0	10.0	30.7	52.0	61.1	42.5	5.0
不明	23	633	0	656	81	120	72	720	7
	0.4	7.7	0	0.6	2.4	2.1	4.0	2.0	0.0
計	5,861	8,246	28	110,539	3,367	5,831	1,818	35,250	68,641
	100	100	100	100	100	100	100	100	100

今回は、日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれ支援度を集計（表14-1～表14-3）した。

児童施設（障害児入所施設・児童発達支援センター）の場合、日常生活面、行動面についてはともに2級と3級を合わせると半数を超え、支援度が高いことがわかる。保健面については、それぞれ4級（障害児入所施設）、5級（児童発達支援センター）が最も多く、比較的支援度は低くなるが、他方で障害の重度化や、精神障害、身体障害との重複障害等により医療・看護面での支援も必要としていることが

うかがえる。

自立支援法による事業は事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が特に2～3級に集中しているのに対して、就労移行、就労継続A型、就労継続B型の3事業は4～5級が、また、自立訓練は3～4級が多数を占めている。さらに、精神障害、身体障害との重複障害等により重度者が多く、医療・看護面での支援を必要としている生活介護及び施設入所支援では、支援度の最も高い1級の割合が、他の種別に比して日常生活面、行動面、保健面ともに高率であった。

10. 利用率

表15は、平成24年7月1日から3ヶ月間の利用率（3ヶ月間の延べ利用者数÷定員÷3ヶ月の開所日数×100）を示したものである。全体の割合をみると、児童発達支援センターを除くどの種別も90～100%の利用率が多数を占めており、日中活動事業では、生活介護41.1%、就労継続A型34.3%の順となっている。居住の場である施設入所支援が64.9%と最も高い。また、生活介護や就労継続B型では利用率100%超がそれぞれ18.0%、20.3%となっている。

表15 利用率（平成24年7月1日から3ヶ月間）

（施設数・下段は%）

利用率	児童福祉法		障害者自立支援法						（うち施設入所支援）
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
～50%未満	16 9.0	19 9.3	0	51 2.0	61 19.4	80 12.9	9 9.1	56 3.6	12 1.0
～60%未満	6 3.4	9 4.4	0	22 0.9	12 3.8	32 5.2	6 6.1	54 3.5	1 0.1
～70%未満	7 4.0	17 8.3	0	71 2.8	28 8.9	57 9.2	6 6.1	80 5.2	7 0.6
～80%未満	19 10.7	34 16.6	0	163 6.4	29 9.2	71 11.4	10 10.1	149 9.7	27 2.2
～90%未満	31 17.5	56 27.3	0	516 20.2	34 10.8	111 17.9	16 16.2	344 22.3	121 9.6
～100%未満	49 27.7	29 14.1	0	1,051 41.1	84 26.7	145 23.3	34 34.3	441 28.6	815 64.9
100%	15 8.5	0 0	0	65 2.5	7 2.2	11 1.8	2 2.0	13 0.8	76 6.1
100%超	6 3.4	25 12.2	0	459 18.0	38 12.1	81 13.0	10 10.1	312 20.3	99 7.9
実施数	177 100	205 100	1 100	2,557 100	315 100	621 100	99 100	1,540 100	1,255 100

※実施数は、表1より単独型事業所数と多機能型事業所数（事業種別毎）を合計したもの

11. 障害程度区分等の状況

表16は新法の障害程度区分の割合を示した表である。

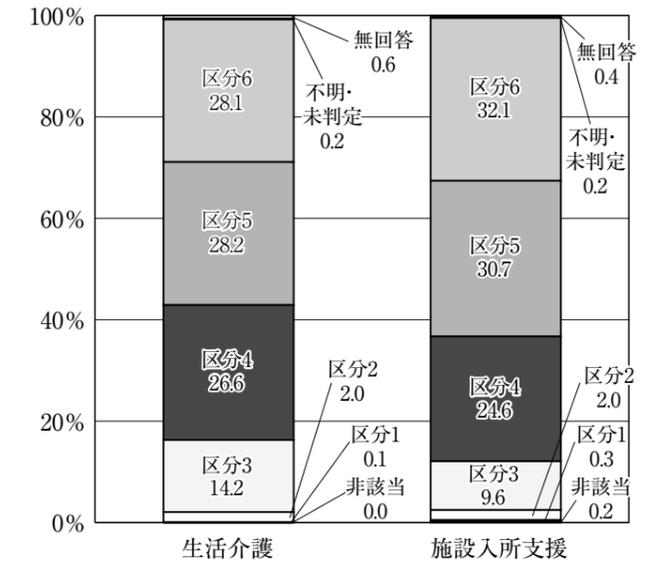
表16 障害程度区分

（人・下段は%）

	療養介護	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	0 0	6 0.0	104 0.2
区分1	0 0	138 0.1	184 0.3
区分2	0 0	2,206 2.0	1,362 2.0
区分3	2 7.1	15,711 14.2	6,586 9.6
区分4	5 17.9	29,369 26.6	16,868 24.6
区分5	9 32.1	31,212 28.2	21,045 30.7
区分6	2 7.1	31,100 28.1	22,045 32.1
不明・未判定	0 0	168 0.2	171 0.2
無回答	10 35.7	629 0.6	276 0.4
計	28 100	110,539 100	68,641 100

※多機能型「生活介護」を含む

図4 障害程度区分



施設入所支援の利用者数は68,641人（前年54,407人）で、区分6が32.1%、区分5が30.7%、区分4が24.6%となっており、区分4～6の合計は87.4%。生活介護の利用者数は110,539人（前年87,562人）で、区分6が28.1%、区分5が28.2%、区分4が26.6%で、区分4～6の合計は82.9%となっている。

12. 療育手帳の状況

表17は療育手帳の状況である。療育手帳は各自治体により区分が異なるため、最重度・重度と中軽度の2段階で調査している。

最重度・重度が中軽度の割合を上回っている事業は、障害児入所施設（53.8%）、療養介護（100%）、生活介護（78.4%）、施設入所支援（76.0%）でいずれも5割以上となっている。また、障害者自立支援法における日中活動6事業の計では、最重度・重度が99,722人（63.6%）、中軽度が49,183人（31.4%）、不所持・不明が5,523人（3.5%）、無回答が2,405人（1.5%）となっており、全体の重度化の傾向がうかがえる。

表17 療育手帳の状況

（人・下段は%）

療育手帳	児童福祉法		障害者自立支援法						（うち施設入所支援）
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
最重度・重度	3,153 53.8	1,328 16.1	28 100	86,675 78.4	860 25.5	799 13.7	165 9.1	11,195 31.8	52,149 76.0
中軽度	2,456 41.9	3,462 42.0	0 0	21,062 19.1	2,263 67.2	4,306 73.8	1,403 77.2	20,149 57.2	13,948 20.3
不所持・不明	230 3.9	3,218 39.0	0 0	2,692 2.4	195 5.8	433 7.4	139 7.6	2,064 5.9	758 1.1
無回答	22 0.4	238 2.9	0 0	110 0.1	49 1.5	293 5.0	111 6.1	1,842 5.2	1,786 2.6
計	5,861 100	8,246 100	28 100	110,539 100	3,367 100	5,831 100	1,818 100	35,250 100	68,641 100

13. 複数事業利用者の状況

表18は日中活動事業の利用者で定期的に複数の事業（※定期的に利用する日中活動事業とは、療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行、就労継続A型、就労継続B型の6事業）を利用している者の状況を調査したものである。

表18 複数事業利用者数

	児童福祉法 児童発達支援センター	障害者自立支援法						計
		日中系（単独・多機能含む）						
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
複数事業 利用人数	159	0	11,918	594	457	39	1,302	14,469
利用率	1.9	0	10.8	17.6	7.8	2.1	3.7	8.8
複数利用ありの 事業所数	9	0	743	61	35	7	272	1,127
現在員	8,246	28	110,539	3,367	5,831	1,818	35,250	165,079

日中活動事業利用者の全体の8.8%が複数の事業を利用しており、前年度より3.6ポイント増加した。利用人数でみると6,868人の増である。自立訓練（17.6%）で複数の事業を利用している利用者が最も多く、以下、生活介護（10.8%）、就労移行（7.8%）、就労継続B型（3.7%）、就労継続A型（2.1%）の順になっている。

14. 入所型施設の居室の状況

表19は入所型施設の居室の状況を示したものである。

個室の利用が全体の47.7%と半数弱を占めている。さらに、2人部屋の利用39.2%を合わせると86.9%となっており、居室の少人数化とプライベート空間の確保が進んできていることがうかがえる。

表19 入所型施設の居室の状況

（部屋数・下段は%）

	障害児入所施設	施設入所支援	計
個室利用	1,375 42.7	20,133 48.0	21,508 47.7
2人部屋利用	1,102 34.2	16,612 39.6	17,714 39.2
3人部屋利用	303 9.4	2,696 6.4	2,999 6.6
4人部屋利用	353 11.0	2,411 5.8	2,764 6.1
5人以上利用	90 2.8	61 0.1	151 0.3
計	3,223 100	41,913 100	45,136 100

15. 日中活動利用者の生活の場の状況

表20に示したとおり、日中活動事業利用者の生活の場で最も多いのは「家庭」であり、全体の41.2%（前年43.2%）と約半数を占めている。次いで、「施設入所支援」の38.0%（同29.8%）、「グループホーム・ケアホーム等」の11.7%（同10.7%）と続く。児童発達支援センターでは「家庭」が46.1%と低いが、「不明・無回答」の53.3%のほとんどは家庭と思われる。一方、種別毎にみると、療養介護と生活介護以外のどの種別も「家庭」が最も多く、その占める割合も高い。療養介護では「施設入所支援」が100%、生活介護では54.5%とともに「家庭」を上回った。

表20 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法	障害者自立支援法						計
	児童発達支援センター	日中系(単独・多機能含む)						
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
1. 家庭	3,822 46.1	0 0	33,884 30.7	1,186 35.2	4,017 68.9	854 47.0	24,329 69.0	68,092 41.2
2. アパート等	0 0	0 0	514 0.5	46 1.4	203 3.5	128 7.0	1,095 3.1	1,986 1.2
3. グループホーム・ケアホーム等	0 0	0 0	8,962 8.1	340 10.1	992 17.0	741 40.8	8,245 23.4	19,280 11.7
4. 自立訓練(宿泊型)	0 0	0 0	242 0.2	148 4.4	41 0.7	17 0.9	118 0.3	566 0.3
5. 福祉ホーム	0 0	0 0	251 0.2	0 0	26 0.4	27 1.5	82 0.2	386 0.2
6. 施設入所支援	-	28 100	60,281 54.5	744 22.1	487 8.4	3 0.2	1,197 3.4	62,740 38.0
7. その他	49 0.6	0 0	747 0.7	20 0.6	23 0.4	2 0.1	175 0.5	1,016 0.6
不明・無回答	4,424 53.3	0 0	5,658 5.1	883 26.2	42 0.7	46 2.5	9 0.0	11,062 6.7
計	8,295 100	28 100	110,539 100	3,367 100	5,831 100	1,818 100	35,250 100	165,128 100

16. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表21は施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものである。突出して多いのは「同一法人敷地内で活動」の92.0%であり、障害者自立支援法の理念であった昼夜分離が、実態としては進んでいない様子がうかがえる。

表21 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
1. 同一法人敷地内で活動	63,145	92.0
2. 同一法人で別の場所(敷地外)で活動	3,237	4.7
3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	103	0.2
4. その他の日中活動事業所等で活動	239	0.3
不明・無回答	1,917	2.8
計	68,641	100

17. 入退所の状況

表22は入所率を示したものであり、1年間の入所者数(利用者数)は56,491人で入所率は35.4%となっている。児童発達支援センターはその特性から69.2%と他種別に比して高く、一方、生活介護、就労継続A型、就労継続B型は低率であり、それぞれ31.1%、31.0%、40.7%となっている。また、居住の場である障害児入所施設、施設入所支援も同様に低率で、各々39.9%、32.9%となっている。退所率(表23)をみても、生活介護、就労継続A型、就労継続B型はそれぞれ3.9%、7.3%、6.4%となっており、これは利用者が固定化していることのあらわれと思われる。

なお、表23に示したとおり、1年間の退所者数(契約・措置解除者数)は14,383人で退所率は8.4%であった。

表22 入所者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		障害者自立支援法						計	(うち施設入所支援)
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		
入所者総数(人)	2,824	4,934	28	34,461	2,224	4,509	606	14,663	56,491	23,589
入所率(%)	39.9	69.2	93.3	31.1	54.8	63.6	31.0	40.7	35.4	32.9

※ 入所率 = 入所者総数 / 定員 × 100

表23 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		障害者自立支援法						計	(うち施設入所支援)
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		
退所者総数(人)	985	3,146	1	4,460	926	2,303	144	2,418	14,383	3,278
退所率(%)	14.4	27.6	3.4	3.9	21.6	28.3	7.3	6.4	8.4	4.6

※ 退所率 = 退所者数 / (現員 + 退所者数) × 100

(1) 入所前の状況

表24は入所前(利用前)の生活の場を示したものであり、どの種別においても「家庭」が多くなっている。療養介護、生活介護、施設入所支援においては、特に旧法の「知的障害者更生施設(入所)」からの移行が突出して多く見られるが、これは、利用者の事業所間移行に加え、事業所の自立支援法体系への移行によるものが多く含まれるためと推察される。また、就労系事業においては、次いで「グループホーム・ケアホーム・生活寮等」が多く、就労継続A型では26.7%、就労継続B型では16.6%、就労移行では11.6%となっている。

表25は入所前(利用前)の活動の場を示したものであるが、生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続A型、就労継続B型において、同種別の他事業所へ移行したと思われる数値がみられている。また、自立訓練や就労系事業においては、入所前(利用前)の活動の場として、「一般就労」や「福祉工場」が他項目に比して高いことにも注目される。

なお、生活の場（表24）と活動の場（表25）を合わせてみると、「知的障害者更生施設（入所）」から生活介護（生活の場：42.3%、活動の場：42.7%）と施設入所支援（生活の場：61.0%、活動の場：61.1%）が、ともに高率となっており、更生入所施設の多くが、生活介護と施設入所支援が一体となっている障害者支援施設へ移行したことがうかがえる。

表24 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前の生活の場	児童福祉法		障害者自立支援法						計	(うち施設入所支援)
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		
1. 家庭	52.8	99.0		35.6	44.8	71.2	60.6	70.2	53.2	7.5
2. アパート等				0.5	2.2	3.1	4.5	3.1	1.3	0.3
3. グループホーム・ケアホーム・生活寮等	0.0			5.5	5.5	11.6	26.7	16.6	7.8	0.9
4. 社員寮・住み込み等				0.1	0.6	0.1		0.3	0.1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎					0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1
6. 特別支援学校寄宿舎	0.5			0.5	2.9	1.0	1.7	0.5	0.6	0.6
7. 重症心身障害児施設	1.7	0.0		0.0					0.1	0.0
8. 知的障害児施設	31.6	0.4		1.5	2.9	0.8		0.2	2.4	2.3
9. 児童養護施設	6.7	0.1		0.2	4.0	0.5	0.3	0.0	0.6	0.4
10. その他の児童福祉施設	4.5	0.4		0.4	0.6	0.1	0.3	0.1	0.5	0.2
11. 知的障害者更生施設(入所)	0.3		100	42.3	7.6	2.7	1.2	2.5	23.3	61.0
12. 知的障害者授産施設(入所)				4.2	9.5	4.9	2.1	3.8	3.8	7.6
13. 知的障害者通勤寮				0.1	8.9	0.0	0.7	0.1	0.4	0.2
14. 知的障害者福祉ホーム				0.0	0.2	0.6	0.5	0.2	0.1	0.0
15. その他の心身障害者施設	0.0			0.2	0.0			0.1	0.2	0.2
16. 救護施設		0.0		0.0	0.0	0.1		0.1	0.0	0.1
17. 老人福祉・保健施設				0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
18. 一般病院・老人病院	0.1			0.1	0.1	0.0		0.0	0.1	0.1
19. 精神病院	0.7			0.9	1.3	0.2		0.4	0.7	1.3
20. 施設入所支援	0.4			7.0	5.6	2.2	0.3	0.8	4.2	8.8
21. 自立訓練(宿泊型)		0.0		0.0	1.2	0.4	0.7	0.4	0.2	0.0
22. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.1	0.0		0.0	1.0	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
23. その他	0.6	0.1		0.6	0.8	0.4	0.2	0.5	0.5	0.6
不明								0.1	0.0	7.6
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表25 入所前の状況 ー活動の場ー

(%)

入所前の活動の場等	児童福祉法		障害者自立支援法						計	(うち施設入所支援)
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		
1. 家庭のみ	5.9	50.2		4.3	8.0	13.3	5.9	8.1	6.2	3.2
2. デイサービス等	0.2	18.1		0.8	0.4	0.6		0.7	0.7	0.3
3. 一般就労	0.0			0.4	13.1	11.2	8.6	4.0	2.8	0.3
4. 福祉工場				0.0	0.3	0.0	13.7	0.1	0.2	0.0
5. 福祉作業所・小規模作業所	0.0			1.1	1.4	1.2	2.6	3.5	1.7	0.5
6. 職業能力開発校					0.3	0.5	0.5	0.1	0.1	0.0
7. 特別支援学校(高等部含む)	38.0	0.1		6.7	21.2	18.6	7.1	9.3	8.9	1.9
8. 小中学校	24.4	0.5		0.1	1.2	1.2		0.1	0.2	0.2
9. その他の学校	0.7	0.2		0.1	1.6	2.6	0.7	0.2	0.4	0.1
10. 保育所・幼稚園	2.5	19.9		0.0				0.0	0.0	0.0
11. 重症心身障害児施設	1.7	0.3		0.0					0.0	0.0
12. 知的障害児施設	11.6	1.9		1.3	0.6	0.5		0.1	0.9	1.9
13. 知的障害児通園施設	1.1			0.1		0.0		0.0	0.1	0.1
14. 児童養護施設	1.9	0.6		0.2	0.2	0.0		0.0	0.1	0.2
15. その他の児童福祉施設	1.8	4.7		0.1	0.1	0.0		0.0	0.1	0.2
16. 知的障害者更生施設(入所)	0.2		100	42.7	7.6	2.5	1.2	2.8	27.3	61.1
17. 知的障害者更生施設(通所)	0.2			9.8	3.4	0.4		2.3	6.7	0.9
18. 知的障害者授産施設(入所)				4.7	7.2	4.8	0.7	3.9	4.5	7.2
19. 知的障害者授産施設(通所)				9.0	3.3	15.5	6.8	30.7	14.9	0.6
20. その他の心身障害者施設				0.5	0.1	0.1		0.7	0.5	0.2
21. 救護施設		0.8		0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1
22. 老人福祉・保健施設				0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
23. 一般病院・老人病院入院	0.0			0.2	0.5	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1
24. 精神病院入院	1.0			0.9	1.1	0.3	0.3	0.5	0.8	1.2
25. 療養介護				0.0					0.0	8.4
26. 生活介護	1.1			13.5	2.7	0.5	0.7	0.8	8.6	8.4
27. 自立訓練		0.0		0.6	7.7	4.5	0.3	1.8	1.5	0.5
28. 就労移行支援				0.1	2.9	10.0	4.5	5.4	2.4	0.4
29. 就労継続支援A型				0.0	2.2	0.5	34.0	1.0	0.8	0.1
30. 就労継続支援B型				1.2	7.9	8.0	8.3	21.5	7.4	0.5
31. 地域生活支援センター等				0.5	0.6	1.1	0.7	1.1	0.7	0.1
32. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.2	0.0		0.0	0.9	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
33. その他	0.8	2.7		0.8	1.9	1.3	1.8	1.0	1.0	0.7
不明	6.6			0.1	1.3	0.5	1.2		0.1	
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

退所後の生活の場（表26）については、居住の場である施設入所支援から「アパート等」「グループホーム・ケアホーム・生活寮等」「社員寮・住み込み等」での生活に移った者を合わせてみると34.0%となっており、地域移行が進んでいることがうかがえる。

退所後の活動の場（表27）としては、自立訓練および就労系事業においては、「一般就労」が多く、就労移行では48.2%と最も高率であり、就労移行が進んでいることがうかがえる。しかし、その一方で、いずれも「就労継続支援B型」への移行が高率であること、自立訓練と就労継続B型においては、「生活介護」への移行が、それぞれ16.0%、13.0%と高率となっていることにも注目される。

表26 退所後の状況 ー生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		障害者自立支援法					計	(うち施設入所支援)	
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型			就労継続B型
1. 家庭	31.1	96.5		24.1	43.0	73.7	52.1	57.2	55.4	9.9
2. アパート等	1.4	1.0		0.7	6.6	3.3	6.9	4.1	2.2	0.3
3. グループホーム・ケアホーム・生活寮等	20.4			21.1	31.0	19.2	35.4	22.2	17.1	33.6
4. 社員寮・住み込み等	0.1				0.4	0.0		0.2	0.1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎				0.0				0.0	0.0	0.0
6. 特別支援学校寄宿舎					0.1				0.0	
7. 重症心身障害児施設	0.1			0.3					0.1	0.3
8. 障害児入所施設(福祉型・医療型)	7.4	0.4		0.5	0.1			0.0	0.8	0.3
9. 児童養護施設	1.2	0.2						0.1	0.1	
10. その他の児童福祉施設	0.5								0.0	0.1
11. 知的障害者福祉ホーム	0.7			0.1	0.1	0.0		0.2	0.1	0.0
12. その他の心身障害者施設	0.5			1.3	0.1			0.3	0.5	1.4
13. 救護施設	0.1			0.1		0.1		0.2	0.1	0.1
14. 老人福祉・保健施設				5.6			0.7	0.7	1.9	7.2
15. 一般病院・老人病院	0.2	0.1		5.1	0.3		1.4	1.0	1.8	6.3
16. 精神病院	0.5			2.2	0.8	0.3	0.7	1.1	1.0	2.3
17. 施設入所支援	30.9			18.8	10.9	1.4		6.3	9.9	16.3
18. 自立訓練(宿泊型)	2.9			0.2	4.9	1.0	0.7	0.4	0.8	0.9
19. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.4			0.1	0.1	0.0		0.3	0.1	0.1
20. その他	0.8	0.3		1.1	1.1	0.4	0.7	0.9	0.8	0.9
21. 死亡退所	0.7	0.1	100	18.1	0.5	0.3	1.4	3.4	6.3	20.0
不明		1.5		0.6		0.1		1.3	0.8	
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表27 退所後の状況 ー活動の場ー

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		障害者自立支援法					計	(うち施設入所支援)	
	障害児入所施設	児童発達支援センター	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型			就労継続B型
1. 家庭のみ	3.5	4.3		5.5	4.4	5.0	13.9	10.9	5.9	3.2
2. デイサービス等	0.4	0.7		1.4	0.5	0.4		1.0	0.9	0.5
3. 一般就労	9.8	0.2		1.6	22.2	48.2	18.1	15.6	13.1	3.4
4. 福祉工場	0.1			0.1	0.2	0.5		0.2	0.2	0.1
5. 福祉作業所・小規模作業所	6.0			1.3	1.3	0.2	1.4	1.2	1.2	1.4
6. 職業能力開発校	0.4	0.2		0.0	0.1	0.3		0.1	0.1	0.0
7. 特別支援学校(高等部含む)	15.5	28.6		0.1	0.1	0.3		0.1	7.4	
8. 小中学校	3.7	26.2				0.1			6.0	
9. その他の学校	0.3	1.4				0.1		0.1	0.4	0.0
10. 保育所・幼稚園	0.4	30.1							6.6	
11. 重症心身障害児施設	0.1	0.1		0.3					0.1	0.3
12. 障害児入所施設	2.3	0.2		0.4	0.1			0.3	0.4	0.3
13. 児童発達支援センター・児童発達支援事業	0.1	6.3							1.4	
14. 児童養護施設	0.3	0.3							0.1	
15. その他の児童福祉施設	0.3	0.2		0.0					0.1	
16. その他の心身障害者施設	1.0	0.0		1.4		0.1		0.6	0.6	1.3
17. 救護施設	0.1			0.1	0.1	0.1		0.2	0.1	0.1
18. 老人福祉・保健施設				5.9	0.2	0.0	0.7	1.2	2.1	7.0
19. 一般病院・老人病院入院	0.2	0.1		4.7	0.2	0.1	1.4	0.9	1.7	6.0
20. 精神病院入院	0.4			2.2	1.0	0.4	0.7	1.2	1.1	2.3
21. 療養介護				0.5				0.2	0.2	0.8
22. 生活介護	32.5			41.3	16.0	2.6	2.8	13.0	18.7	33.3
23. 自立訓練	2.3			0.6	7.3	0.4	1.4	1.7	1.2	1.8
24. 就労移行支援	4.3	0.0		1.5	14.8	5.9	6.3	7.7	4.0	2.6
25. 就労継続支援A型	2.2			0.6	3.3	7.3	15.3	4.8	2.7	0.9
26. 就労継続支援B型	9.5			8.6	22.8	25.8	24.3	30.7	14.3	12.8
27. 地域生活支援センター等	0.4			0.7	1.0	0.7	0.7	1.2	0.6	0.3
28. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.3			0.1	0.1	0.0		0.3	0.1	0.1
29. その他	2.3	1.2		3.1	3.1	1.3	11.8	3.4	2.5	1.8
30. 死亡退所	0.7	0.1	100	17.9	0.5	0.2	1.4	3.5	6.3	19.4
不明	0.4				0.4				0.1	0.2
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

児童関係については、障害児入所施設では「家庭」の31.1%と「施設入所支援」の30.9%、「グループホーム・ケアホーム・生活寮等」の20.4%、の割合が高く、活動の場では「生活介護」32.5%、「特別支援学校（高等部含む）」15.5%、に次いで「一般就労」が9.8%とその比率を伸ばしている。児童発達支援センターでは、「保育所・幼稚園」30.1%と「特別支援学校（高等部含む）」28.6%、「小中学校」26.2%が高率となっている。

なお、施設入所支援、生活介護において、「精神病院」への入院がそれぞれ2.3%、2.2%と他種別に比べ高い率となっていることにも注目される。「死亡退所」については、療養介護（100%）、施設入所支援（19.4%）、生活介護（17.9%）が他に比して高率であり、特に施設入所支援については、「老人福祉・保健施設」7.0%、「一般病院・老人病院」6.0%を合わせると13.0%となることから、高齢化が進んでいることがうかがえる。

18. 就労の状況

今年度調査では、1年間の就労者の総数は1,945人（前年1,562人）であった。表28にその内訳等を示している。就労率が1.2%と前年（0.9%）より0.3ポイント増加している。

（参考：ハローワークにおける障害者の就職件数^{*1}、民間企業等における障害者雇用率^{*2}）

（^{*1}障害者の就職件数…23年度59,367件・24年度68,321件（厚生労働省「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況等 平成24年度」より））

（^{*2}障害者雇用率…23年度1.65%・24年度1.69%（厚生労働省「障害者雇用状況の集計結果」より））

表28 就労の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就労者数	男	59	47	30	863	40	275	1,314
	女	42	25	13	371	9	161	621
	不明	0	0	0	7	0	3	10
	計	101	72	43	1,241	49	439	1,945
	就労率（%）	2.65	0.07	1.26	17.55	2.62	1.23	1.20
平均年齢	男	18	35	31	29	37	34	30
	女	19	31	28	28	45	34	29
程度（人）	最重度	3	0	0	5	0	2	10
	重度	2	16	4	72	3	29	126
	中度	20	33	11	397	11	156	628
	軽度	72	22	23	618	28	216	979
	知的障害なし	2	1	5	102	7	32	149
	不明	2	0	0	47	0	4	53
年金（人）	有：1級	5	11	2	30	6	28	82
	有：2級	10	52	28	714	30	326	1,160
	有：その他	1	0	0	29	0	7	37
	無	83	9	13	390	13	69	577
	不明	2	0	0	78	2	9	91
平均月額給与（円）		81,321	58,979	70,851	89,029	108,962	77,066	85,371
生活の場（人）	家庭	36	26	18	922	22	271	1,295
	アパート等	1	2	3	35	3	21	65
	グループホーム・ケアホーム・生活寮等	44	30	10	220	24	124	452
	社員寮等	2	0	0	2	0	3	7
	通勤寮・自立訓練宿泊型	8	2	11	22	0	2	45
	福祉ホーム	2	0	0	1	0	1	4
	その他	7	12	1	15	0	14	49
	不明	1	0	0	24	0	3	28

※就労率＝就労者数／現員（施設入所支援を除く15歳以上）＋就労者数×100

図5 就労率(対1,000人比)

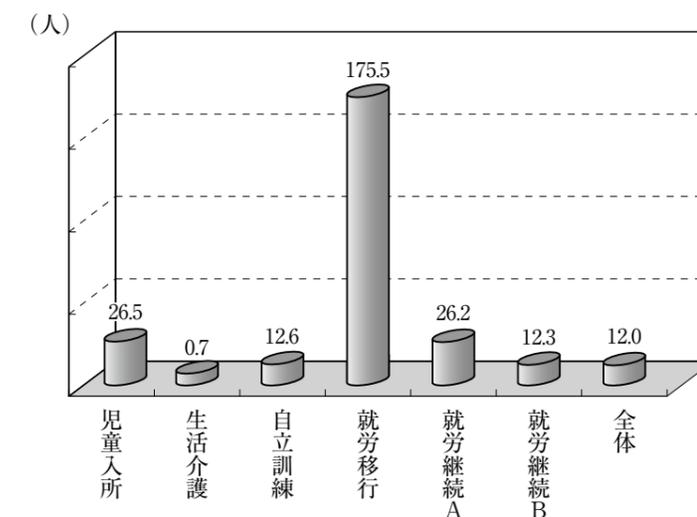


図6 就労者の程度別構成

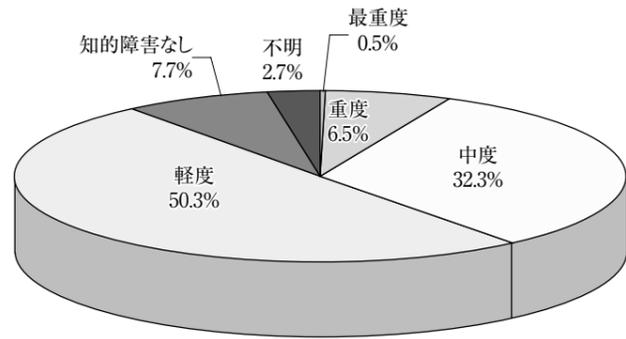
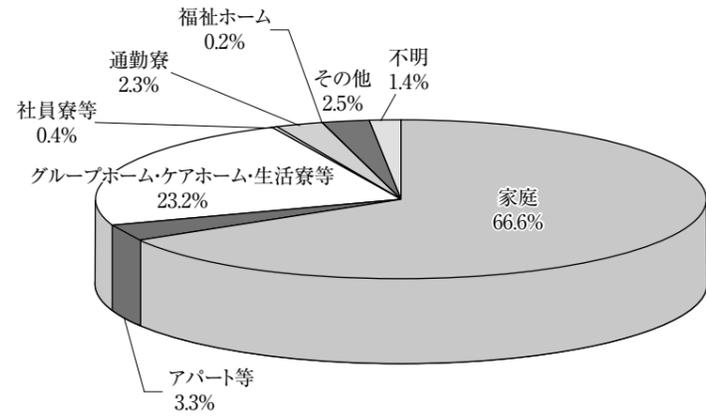


図7 就労者の生活の場



種別毎にみると、事業の特性からか就労移行が17.55%と突出しており、次いで障害児入所2.65%、就労継続A型2.62%、就労継続B型1.23%、自立訓練1.26%であった。就労者の平均年齢は児童入所が最も低く（男18歳、女19歳）、高いのは就労継続A（男37歳、女45歳）であった。

程度別では、中度・軽度を合わせた1,607人で82.6%を占め、年金受給者は1・2級合わせて1,242人・63.8%となっている。

就労者の生活の場では、最も多いのが「家庭」の1,295人・66.6%、次いで、「グループホーム・ケアホーム・生活寮等」が452人・23.2%となっている。

表29-1 就労の状況（産業分類別）—平成23年度—

(人)

業種	旧法施設					障害者自立支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 (%)	
	児童入所	更生入所	更生通所	授産入所	授産通所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A			就労継続B
01 農業	3	2		2	2	11		41		14	75	4.8
02 林業								2			2	0.1
03, 04 漁業、水産養殖業					1					2	3	0.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業											0	0
06 総合工事業								4		2	6	0.4
07, 08 職別工事業、設備工事業								2		2	2	0.1
09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	8	4		5	8	1		89	3	19	137	8.8
11 繊維工業、衣服その他の繊維品製造業								2		2	2	0.1
12 木材・木製品製造業（家具除く）				5	1			3		1	10	0.6
13 家具・装備品製造業					1			3	20		24	1.5
14 パルプ・紙・紙加工品製造業					3			19		6	28	1.8
15 印刷・関連産業								3		1	4	0.3
16~18 化学工業、石油製品・石炭製造業、プラスチック製品製造業	1	1						10		1	13	0.8
19, 20 ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業											0	0
21 窯業・土石製品製造業	2		1					5		2	10	0.6
22 鉄鋼業											0	0
23 非鉄金属製造業								1		1	1	0.1
24 金属製品製造業					2			8		1	11	0.7
25~27 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業						1		4		1	6	0.4
28, 29 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業						1		7			8	0.5
30 情報通信機械器具製造業								7		2	9	0.6
31 輸送用機械器具製造業	1			1		1		16	2	3	24	1.5
32 その他の製造業	2				3			43	1	9	58	3.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業											0	0
G 情報通信業				1	1			4			6	0.4
42~49 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	4	5		1	5	2		73	2	13	105	6.7
50~55 各種商品卸売業、繊維衣類等卸売業、建築材料鉱物金属材料等卸売業、機械器具卸売業、再生资源卸売業、その他の卸売業	1	2		1	4	3		32		3	46	2.9
56~61 各種商品小売業、織物衣服身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車自転車小売業、家具じゅうりょう器家庭用器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	9	2		4	16	4		101	1	11	148	9.5
J 金融業、保険業								2		1	3	0.2
K 不動産、物品賃貸業								3		1	4	0.3
L 学術研究、専門・技術サービス業										1	1	0.1
75 宿泊業		2			1			7		1	11	0.7
76~77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	6	2		3	6	9	1	85	6	14	132	8.5
78 洗濯・理容・美容・浴場業	2	1		3	5			44		9	64	4.1
79 その他の生活関連サービス業						3	1	2			6	0.4
80 娯楽業					1	1		4		1	7	0.4
O 教育・学習支援業	1			1			1	11		2	16	1.0
83 医療業		1		1	1			9		2	14	0.9
84 保健衛生											0	0
85 社会保険・社会福祉・介護事業	5	5	1		5	2		52		16	86	5.5
86, 87 郵便局、協同組合								13		2	15	1.0
88 廃棄物処理業	9	11	5	5	21	11		208	5	54	329	21.1
89, 90 自動車整備業、機械等修理業								4		1	5	0.3
91 職業紹介・労働者派遣業								3		1	4	0.3
92 その他の事業サービス業		1		1	6			52	2	12	74	4.7
93, 94 政治・経済・文化団体、宗教											0	0
95 その他のサービス業											0	0
96 外国公務											0	0
97, 98 国家公務、地方公務	1				1			9		4	15	1.0
不明		6				1		26	2	3	38	2.4
計	57	43	7	33	95	51	3	1,013	44	216	1,562	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成19年11月改訂）」による。

表29-2 就労の状況（産業分類別）—平成24年度—

(人)

業種	児童福祉法 障害児 入所施設	障害者自立支援法 (単独・多機能含む)					合計	割合 (%)
		生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A	就労継続 B		
01 農業	2	0	4	54	11	20	91	4.7
02 林業				3			3	0.2
03, 04 漁業, 水産養殖業							0	0
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業							0	0
06 総合工事業		2		4		6	12	0.6
07, 08 職別工事業, 設備工事業	1			2		2	5	0.3
09, 10 食料品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業	16	7	3	153	6	60	245	12.6
11 繊維工業, 衣服その他の繊維品製造業		3	2	7		5	17	0.9
12 木材・木製品製造業(家具除く)	2			2		1	5	0.3
13 家具・装備品製造業							0	0
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		5		10		5	20	1.0
15 印刷・同関連産業		2		1		3	3	0.2
16~18 化学工業, 石油製品・石炭製造業, プラスチック製品製造業	2	1	1	20		4	28	1.4
19, 20 ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業			1				1	0.1
21 窯業・土石製品製造業				4		2	6	0.3
22 鉄鋼業						1	1	0.1
23 非鉄金属製造業				1		1	2	0.1
24 金属製品製造業	1	1		7		4	13	0.7
25~27 はん用機械器具, 生産用機械器具, 業務用機械器具製造業	1	1	1	3		3	9	0.5
28, 29 電子部品・デバイス・電子回路製造業, 電気機械器具製造業				4		7	11	0.6
30 情報通信機械器具製造業				2		1	3	0.2
31 輸送用機械器具製造業	2	3		18	10	11	44	2.3
32 その他の製造業	3	3	1	69	1	13	90	4.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業				1			1	0.1
G 情報通信業				7		1	8	0.4
42~49 鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運輸業, 倉庫業, 運輸に付随するサービス業, 郵便業(信書便事業を含む)	1	1		59		20	81	4.2
50~55 各種商品卸売業, 繊維衣類等卸売業, 建築材料鉱物金属材料等卸売業, 機械器具卸売業, 再生資源卸売業, その他の卸売業		4	1	49	1	23	78	4.0
56~61 各種商品小売業, 織物衣服身の回り品小売業, 食品小売業, 自動車自転車小売業, 家具じゅうりょう器家庭用器械器具小売業, その他の小売業, 無店舗小売業	12	7	4	148	4	36	211	10.8
J 金融業, 保険業				2		1	3	0.2
K 不動産, 物品賃貸業							0	0
L 学術研究, 専門・技術サービス業							0	0
75 宿泊業	2	1	1	13		4	21	1.1
76~77 飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス業	10	6	4	57		27	104	5.3
78 洗濯・理容・美容・浴場業	8	4	3	58		18	91	4.7
79 その他の生活関連サービス業		3		2		2	7	0.4
80 娯楽業	1		1	13		4	19	1.0
O 教育・学習支援業		1	1	19	1	8	30	1.5
83 医療業	1	1		22	2	4	30	1.5
84 保健衛生							0	0
85 社会保険・社会福祉・介護事業	20	6	8	129	3	41	207	10.6
86, 87 郵便局, 協同組合				10		1	11	0.6
88 廃棄物処理業	9	9	3	189	6	66	282	14.5
89, 90 自動車整備業, 機械等修理業			1	7		2	10	0.5
91 職業紹介・労働者派遣業				7		1	8	0.4
92 その他の事業サービス業							0	0
93, 94 政治・経済・文化団体, 宗教							0	0
95 その他のサービス業				42	3	11	56	2.9
96 外国公務							0	0
97, 98 国家公務, 地方公務				9		6	15	0.8
不明	7	1	3	34	1	17	63	3.2
計	101	72	43	1,241	49	439	1,945	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類(平成19年11月改訂)」による。

19. 精神病院への入院の状況

施設から精神病院へ入院した者については、表30~表38のとおりである。

表30 施設を退所して精神病院に入院したものの年齢別構成

(%)

年齢	0歳~	10歳~	20歳~	30歳~	40歳~	50歳~	60歳~	不明	計
平成23年度	0	2.5	21.7	20.4	22.3	18.5	14.0	0.6	100
平成24年度	0	2.2	19.9	21.0	23.2	17.7	14.4	1.7	100

表31 施設を退所して精神病院に入院したものの知的障害の程度別構成

(%)

知的障害の程度	最重度	重度	中度	軽度	知的障害なし	不明	計
平成23年度	8.9	19.7	40.8	15.9	8.9	5.7	100
平成24年度	10.5	27.1	26.5	17.1	11.6	7.2	100

表32 精神病院入院者の施設在所期間

(%)

年	平成23年度	平成24年度
~0.5未満	8.9	10.5
~1未満	19.7	13.3
~2未満	16.6	17.1
~3未満	18.5	7.7
~4未満	9.6	4.4
~5未満	3.8	7.2
~6未満	5.1	6.1
~7未満	3.2	3.3
~8未満	1.9	1.1
~9未満	0.6	4.4
~10未満	0	1.7
~15未満	1.9	6.1
~20未満	2.5	5.0
~25未満	1.3	3.9
25以上	1.3	5.5
不明	5.1	2.8
計	100	100

表33 精神病院入院者の施設退所時の行動面の支援度

(%)

行動面の支援度	平成23年度	平成24年度
1級	35.7	35.9
2級	22.3	25.4
3級	22.3	16.0
4級	5.7	8.3
5級	3.8	3.9
不明	10.2	9.9
計	100	100

表34 精神病院入院者の施設退所時の問題行動

(%)

問題行動	平成23年度	平成24年度
有	89.2	92.3
無	7.0	2.2
不明	3.8	5.5
計	100	100

表35 精神病院入院者の施設退所時の問題行動の内訳 (%)

問題行動	平成23年度	平成24年度
弄火	0.6	0.3
破衣	3.2	2.8
自傷	7.6	7.6
異食	2.5	0.7
偏食	3.8	2.1
弄糞	1.3	2.4
奇声	15.9	8.0
異行	12.1	3.8
喧嘩	12.1	4.5
多動	14.6	6.9
寡動	3.2	1.0
徘徊・放浪	18.5	11.1
収集癖	4.5	2.1
盗癖	5.1	2.1
固執性	18.5	7.3
情緒易変	24.2	14.2
過度の性関心	2.5	2.1
その他	24.2	17.4
なし	-	3.5
全体	100	100

表36 精神病院入院者の施設退所時の精神状態 (%)

精神状態	平成23年度	平成24年度
抑うつ状態	12.7	10.7
そう状態	7.6	6.3
幻覚妄想状態	22.9	16.0
興奮状態	35.0	29.1
昏迷状態	1.9	2.9
もうろう状態	3.2	3.4
自閉	2.5	5.3
重積発作状態	2.5	2.9
その他	24.8	23.3
全体	100	100

表38 精神病院入院者の施設入所以前の病院入院歴 (%)

病院歴		平成23年度	平成24年度
有	今回入院の病院	60.5	55.2
	他の精神病院	17.2	20.4
無		17.2	17.1
不明		5.1	7.2
計		100	100

表37 精神病院入院者の入院時の診断名 (%)

診断名等	平成23年度	平成24年度
小児自閉症（顕著な自閉傾向含む）	1.9	0.5
統合失調症（精神分裂病）	43.3	39.0
器質性精神病	0	1
てんかん性精神病	4.5	2.7
気分障害（周期性精神病）	9.6	9.9
てんかん	3.2	7.1
その他	26.8	31.3
不明	8.3	6.0
無記入	3.2	2.2
全体	100	100

表30の年齢構成についてみると、前年度調査では40代22.3%、20代21.7%、30代20.4%、50代18.5%の順であったのに対し、今年度調査では40代23.2%、30代21.0%、20代19.9%、50代17.7%の順であった。

また、表32の施設在所期間では、「1年以上2年未満」の割合が最も高く、次いで「0.5年以上1年未満」となっている。

表33の施設退所時における行動面の支援度をみると、前々年、前年に続いて本年も、支援度1級の割合が最も高く、次いで2級・3級が多数を占めている。表35の問題行動の内訳は、施設から精神病院へ入院した者の14.2%に「情緒易変」がみられ、11.1%に「徘徊・放浪」がみられていたことを示している。

表38の施設入所以前の病院入院歴からは、「有」が75.6%と前年（77.7%）より2.1ポイント減少したものの、再入院率が高くなっている。

20. 死亡の状況

表39によると、今年度調査では、平成23年10月1日～平成24年9月30日の1年間の死亡者数は837人（前年817人）となっている。

表39 死亡時の年齢階級別構成および在所期間別構成 (人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計	割合 (%)
0.5年未満	0	1	3	6	8	14	20	0	52	6.2
～1年未満	1	1	2	4	11	12	20	0	51	6.1
～2年未満	0	3	3	7	9	15	29	0	66	7.9
～3年未満	1	1	12	5	9	10	17	0	55	6.6
～4年未満	0	1	6	2	10	11	21	0	51	6.1
～5年未満	0	0	9	2	7	10	17	0	45	5.4
～6年未満	0	0	1	4	7	6	15	0	33	3.9
～7年未満	0	0	8	2	2	8	7	0	27	3.2
～8年未満	0	0	1	3	4	4	6	0	18	2.2
～9年未満	0	0	1	3	1	2	5	0	12	1.4
～10年未満	0	0	4	4	2	3	5	0	18	2.2
～15年未満	0	0	5	16	14	12	35	1	83	9.9
～20年未満	0	0	0	11	15	8	31	0	65	7.8
～25年未満	0	0	0	5	28	10	38	0	81	9.7
25年以上	0	0	0	4	21	45	89	0	159	19.0
不明	0	1	0	4	4	2	7	3	21	2.5
計	2	8	55	82	152	172	362	4	837	100
割合 (%)	0.2	1.0	6.6	9.8	18.2	20.5	43.2	0.5	100	

表40は年齢階級と程度との関係を示しており、特段の傾向あるいは変化はみられない。

表40 死亡時の年齢階級別構成および程度別構成 (人・下段は%)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
最重度	2	5	25	34	54	40	66	0	226
	100	62.5	45.5	41.5	35.5	23.3	18.2	0	27.0
重度	0	0	17	19	47	55	157	3	298
	0	0	30.9	23.2	30.9	32.0	43.4	75.0	35.6
中度	0	0	6	20	27	38	81	1	173
	0	0	10.9	24.4	17.8	22.1	22.4	25.0	20.7
軽度	0	3	2	6	10	21	31	0	73
	0	37.5	3.6	7.3	6.6	12.2	8.6	0	8.7
知的障害なし	0	0	1	0	9	11	17	0	38
	0	0	1.8	0	5.9	6.4	4.7	0	4.5
不明	0	0	4	3	5	7	10	0	29
	0	0	7.3	3.7	3.3	4.1	2.8	0	3.5
計	2	8	55	82	152	172	362	4	837
	100	100	100	100	100	100	100	100	100

年齢階級別の死亡率を表41に示しているが、前年と同様に年齢が高くなるに従いほぼ漸増の傾向があり、最も高率となっている60歳以上は16.2人（対1,000人比）である。

表41 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	全体
死亡率	0.1	0.8	1.6	2.1	4.5	7.6	16.2	4.9

図8 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

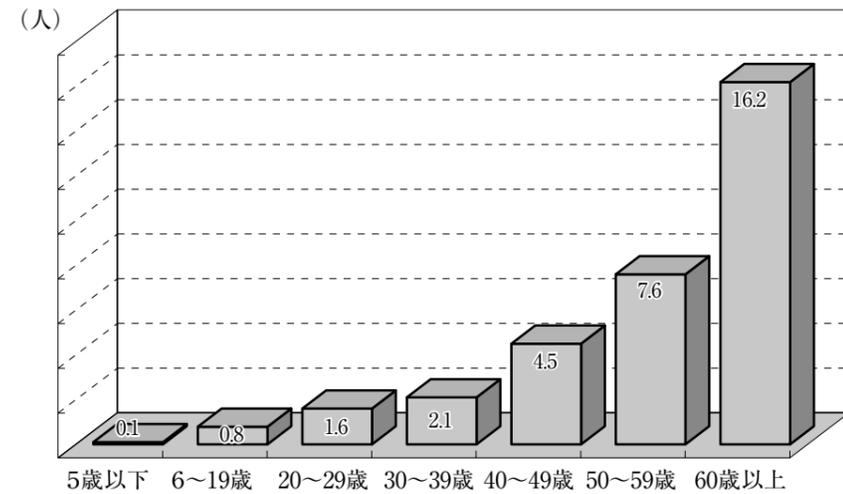


表42によると、月別にみた死亡者の構成比は、1月（10.3%）、9月（9.2%）、4月（8.5%）、6月（8.5%）、12月（8.5%）の順に高率であるが、突出して高かったり低かったりする月は見あたらない。

表42 死亡者の月別構成比

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
構成比	10.3	7.3	8.2	8.5	8.0	8.5	7.3
月	8月	9月	10月	11月	12月	不明・無回答	計
構成比	8.2	9.2	7.5	8.1	8.5	0.4	100

図9 死亡者の月別構成比

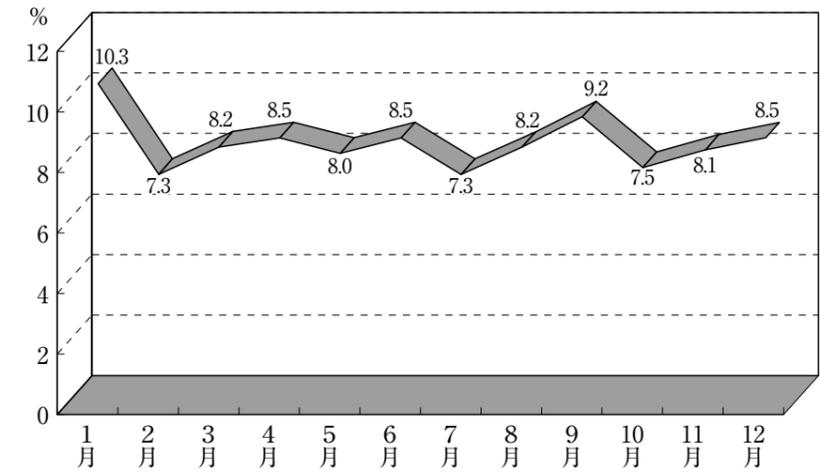


表43 死亡場所

死亡場所	1施設	2病院	3家庭	4その他	不明	計
構成比	11.0	72.8	12.4	2.6	1.2	100

表44は死亡者の特記事項の内訳を示しているが、最も高い割合となっているのは「てんかん」であり、145人・17.3%、次いで「ダウン症」86人・10.3%が高率を占めている。なお、表45は、特記事項のうち割合の高かった「てんかん」と「ダウン症」について、年齢階級別にその構成比をみたものである。

表44 死亡者の特記事項

特記事項	ダウン症	クレチン	代謝異常	てんかん	心臓奇形	脳性マヒ	水頭症	運動機能障害	全体
人数	86	1	11	145	10	38	9	20	837
(%)	10.3	0.1	1.3	17.3	1.2	4.5	1.1	2.4	100

表45 年齢階級別に見た主たる特記事項

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
ダウン症	0	0	2	9	18	24	33	0	86
てんかん	0	0	3.6	11.0	11.8	14.0	9.1	0	10.3
てんかん	1	2	17	23	34	33	34	1	145
死亡者数	50.0	25.0	30.9	28.0	22.4	19.2	9.4	25.0	17.3
死亡者数	2	8	55	82	152	172	362	4	837
	100	100	100	100	100	100	100	100	100

21. 入所者の高齢化と老化

表47に示したとおり、高齢化・老化が問題となっている事業所は、施設入所支援が82.5%、生活介護が69.8%、就労継続B型が45.7%と、いずれも他の種別に比し、高率となっている。また、多機能型事業所も53.5%と高率となっており、日中活動系全体では58.7%と約6割の事業所が「問題となっている」と回答している。

また、高齢化・老化が問題となっている人数（年代別人数）については、表48の示すとおり、60代が最も多く6,995人と全体の39.1%を占める。次いで50代の4,321人（24.1%）、70代以上4,090人（22.8%）と続いている。

表47 高齢化・老化が問題となっている施設 (事業所数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. 問題となっている	0	1,092	12	6	10	180	752	2,052	1,035
	0	69.8	22.6	14.0	27.8	45.7	53.5	58.7	82.5
2. 問題となっていない	0	369	32	29	20	163	566	1,179	159
	0	23.6	60.4	67.4	55.6	41.4	40.3	33.7	12.7
3. 非該当	0	14	1	2	1	8	12	38	4
	0	0.9	1.9	4.7	2.8	2.0	0.9	1.1	0.3
不明	1	89	8	6	5	43	75	226	57
	100	5.7	15.1	14.0	13.9	10.9	5.3	6.5	4.5
計	1	1,564	53	43	36	394	1,405	3,495	1,255
	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表48 高齢化・老化が問題となっている人数（年代別人数） (人数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
40歳未満	0	1,198	6	3	21	247	871	2,346	871
		9.8	13.0	42.9	58.3	38.0	17.7	13.1	6.2
40～49歳	0	1,591	7	0	11	137	756	2,502	1,567
		13.0	15.2	0	30.6	21.1	15.4	14.0	11.2
50～59歳	0	2,911	16	3	12	169	1,210	4,321	3,025
		23.7	34.8	42.9	33.3	26.0	24.6	24.1	21.6
60～69歳	0	4,651	19	4	13	284	2,024	6,995	5,118
		37.9	41.3	57.1	36.1	43.7	41.2	39.1	36.5
70歳以上	0	3,104	4	0	0	60	922	4,090	3,441
		25.3	8.7	0	0	9.2	18.8	22.8	24.5
計	0	12,257	46	7	36	650	4,912	17,908	14,022
	100	100	100	100	100	100	100	100	100

高齢化・老化が問題となっている人に対する「特別なプログラム」については、表49にみられるとおり、「ある」とした事業所が全体で21.9%、一方、「作成予定」を含め現在「ない」とした事業所は全体で71.0%（前年68.7%）となっている。

表49 高齢化・老化が問題となっている人への特別な編成（プログラム等） (事業所数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. ある	0	282	3	1	0	21	143	450	301
		25.8	25.0	16.7	0	11.7	19.0	21.9	29.1
2. 作成予定	0	150	2	0	0	14	72	238	149
		13.7	16.7	0	0	7.8	9.6	11.6	14.4
3. ない	0	575	6	4	10	130	493	1,218	507
		52.7	50.0	66.7	100	72.2	65.6	59.4	49.0
不明	0	85	1	1	0	15	44	146	78
		7.8	8.3	16.7	0	8.3	5.9	7.1	7.5
計	0	1,092	12	6	10	180	752	2,052	1,035
		100	100	100	100	100	100	100	100

表50 特別なプログラムの対象者数と事業現在員に占める割合 (事業所数)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
～10%未満が対象	0	87	2	1	0	7	51	148	77
		30.9	66.7	100		33.3	35.2	32.7	25.7
～20%未満が対象	0	62	0	0	0	11	25	98	59
		22.0	0	0		52.4	17.2	21.7	19.7
～30%未満が対象	0	42	0	0	0	1	7	50	61
		14.9	0	0		4.8	4.8	11.1	20.3
～40%未満が対象	0	26	0	0	0	1	10	37	30
		9.2	0	0		4.8	6.9	8.2	10.0
～50%未満が対象	0	6	0	0	0	0	7	13	12
		2.1	0	0		0	4.8	2.9	4.0
～100%未満が対象	0	13	1	0	0	0	11	25	14
		4.6	33.3	0		0	7.6	5.5	4.7
100%が対象	0	15	0	0	0	0	10	25	16
		5.3	0	0		0	6.9	5.5	5.3
無回答	0	31	0	0	0	1	24	56	31
		11.0	0	0		4.8	16.6	12.4	10.3
計	0	282	3	1	0	21	145	452	300
		100	100	100		100	100	100	100
対象者数	0	5,564	23	3	0	184	5,774	11,548	5,970

表50は、特別なプログラムの対象者と事業現在員に占める割合を示したものである。事業現在員に占める特別なプログラムの対象者の割合が10%未満の事業所が全体の32.7%と最も多く、次いで20%未満

が21.7%，30%未満が11.1%と続いている。一方で，特別なプログラムの対象者が100%と回答した事業所も5.5%，25事業所あった。

表51 特別なプログラムの内容 (施設数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設 入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. 身体の健康	0	240	3	0	0	13	114	370	265
		85.1	100			61.9	79.7	82.2	88.0
2. 日常生活行動	0	217	3	1	0	15	99	335	240
		77.0	100			71.4	69.2	74.4	79.7
3. 心の健康	0	67	1	1	0	5	35	109	86
		23.8	33.3			23.8	24.5	24.2	28.6
4. その他	0	7	0	0	0	2	7	16	9
		2.5	0			9.5	4.9	3.6	3.0
特別なプログラムのある施設	0	282	3	1	0	21	143	450	301
		100	100	100		100	100	100	100

事業所内で生活区分や活動単位を分けているか否か(表52・表53)については，生活区分を「分けている」とした事業所が14.9%，「一部分けている」とした事業所が32.7%と，概ね半数近くの事業所が何らかの形で生活区分を分けている状況にある。一方，活動単位を「分けている」事業所は24.7%，「一部分けている」事業所は49.3%と，活動単位を分けている事業所が74.0%と大部分を占めた。

表52 特別な編成(生活区分) (施設数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設 入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. 分けている	0	49	1	0	0	0	17	67	56
		17.4	33.3			0	11.9	14.9	18.6
2. 一部分けている	0	96	0	1	0	3	47	147	104
		34.0	0	100		14.3	32.9	32.7	34.6
3. 分けていない	0	114	2	0	0	14	61	191	116
		40.4	66.7			66.7	42.7	42.4	38.5
不明	0	23	0	0	0	4	18	45	25
		8.2	0			19.0	12.6	10.0	8.3
計	0	282	3	1	0	21	143	450	301
		100	100	100		100	100	100	100

表53 特別な編成(活動単位) (施設数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設 入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. 分けている	0	76	1	0	0	2	32	111	90
		27.0	33.3			9.5	22.4	24.7	32.6
2. 一部分けている	0	139	2	1	0	13	67	222	141
		49.3	66.7	100		61.9	46.9	49.3	51.1
3. 分けていない	0	47	0	0	0	5	35	87	45
		16.7	0			23.8	24.5	19.3	16.3
不明	0	20	0	0	0	1	9	30	0
		7.1	0			4.8	6.3	6.7	0
計	0	282	3	1	0	21	143	450	276
		100	100	100		100	100	100	100

表54は，高齢化・老化が問題となっている人への対応で苦慮している事項を示している。全般にわたって，「日常生活行動における援助・介助」と「保健・医療ケア」が高率を占める事項となっている。また，「建物・設備」については，施設入所支援と生活介護が他の種別に比べ高い割合となっている。

表54 高齢化・老化が問題となっている人への対応で苦慮している事項 (施設数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設 入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. 日常生活行動における援助・介助	0	888	8	1	6	112	570	1,585	876
		81.3	66.7	16.7	60.0	62.2	75.8	77.2	84.6
2. リハビリテーション	0	304	2	1	1	10	141	459	286
		27.8	16.7	16.7	10.0	5.6	18.8	22.4	27.6
3. 心のケア	0	204	2	2	2	44	200	454	161
		18.7	16.7	33.3	20.0	24.4	26.6	22.1	15.6
4. 活動(クラブ, 趣味等)	0	256	3	0	0	33	199	491	219
		23.4	25.0			18.3	26.5	23.9	21.2
5. 保健・医療ケア	0	763	11	2	3	72	431	1,282	762
		69.9	91.7	33.3	30.0	40.0	57.3	62.5	73.6
6. 建物・設備	0	467	3	0	1	32	208	711	525
		42.8	25.0		10.0	17.8	27.7	34.6	50.7
7. その他	0	28	1	0	1	23	53	106	23
		2.6	8.3		10.0	12.8	7.0	5.2	2.2
老化・高齢化が問題となっている施設数	0	1,092	12	6	10	180	752	2,052	1,035
		100	100	100	100	100	100	100	100

老化に伴う様々な症状が顕著にみられる人への対応については、表55のとおり、「症状が顕著でない限りできるだけ施設で対応している」が最も多く、47.3%（前年45.3%）であった。

表55 老化に伴う様々な症状が顕著に見られる人への対応 (施設数・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設 入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. ターミナルケアも含め対応している	0	64 5.9	0 0	0 0	0 0	2 1.1	20 2.7	86 4.2	65 6.3
2. 症状が顕著でない限りできるだけ施設で対応している	0	564 51.6	5 41.7	3 50.0	3 30.0	67 37.2	329 43.8	971 47.3	565 54.6
3. 老化の兆候がみられた場合は特別養護老人ホーム等への移行で対応している	0	35 3.2	0 0	0 0	0 0	1 0.6	31 4.1	67 3.3	45 4.3
不明	0	429 39.3	7 58.3	3 50.0	7 70.0	110 61.1	372 49.5	928 45.2	360 34.8
計	0	1,092 100	12 100	6 100	10 100	180 100	752 100	2,052 100	1,035 100

表56はこの1年間で老化により退所した人の退所先を示したものであり、人数では、生活介護195人(前年124人)、施設入所支援230人(同159人)となっている。全体では「特別養護老人ホーム」(30.1%)と「病院」(28.2%)が最も多く施設入所支援では両項目で31.3%(前年39.6%, 27.0%)を占めた。

表56 上記「2.」「3.」の施設において過去1年間で老化により退所した人の退所先 (人・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設 入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. 特別養護老人ホーム	0	63 32.3	0	0	0	0	0	63 30.1	72 31.3
2. その他の老人ホーム	0	17 8.7	0	0	0	1 14.3	0	18 8.6	15 6.5
3. 老人保健施設	0	21 10.8	0	0	0	0	1 14.3	22 10.5	33 14.3
4. 高齢者を対象とした知的障害者援護施設	0	9 4.6	0	0	0	0	1 14.3	10 4.8	9 3.9
5. 身体障害者療護施設	0	10 5.1	0	0	0	0	0	10 4.8	14 6.1
6. 病院	0	57 29.2	0	0	0	0	2 28.6	59 28.2	72 31.3
7. 家庭	0	4 2.1	0	0	0	0	2 28.6	6 2.9	2 0.9
8. その他	0	14 7.2	0	0	0	6 85.7	1 14.3	21 10.0	13 5.7
計	0	195 100	0 100	0 100	0 100	7 100	7 100	209 100	230 100

表57 要介護認定を受けている利用者の区分別人数 (人・下段は%)

	単 独 型						多機能型	計	うち施設 入所支援
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B			
1. 要支援1	0	16 4.0	0	0	0	10	2 9.5	28 6.0	13 3.6
2. 要支援2	0	15 3.7	0	0	0	7	3 14.3	25 5.4	7 2.0
3. 要介護1	0	54 13.4	0	0	0	12	6 28.6	72 15.4	49 13.7
4. 要介護2	0	71 17.6	1 100	0	0	4	5 23.8	81 17.3	52 14.5
5. 要介護3	0	90 22.3	0	0	0	6	3 14.3	99 21.2	79 22.1
6. 要介護4	0	78 19.4	0	0	0	2	1 4.8	81 17.3	78 21.8
7. 要介護5	0	79 19.6	0	0	0	1	1 4.8	81 17.3	80 22.3
計	0	403 100	1 100	0	0	42 0	21 100	467 100	358 100

表57は要介護認定を受けている利用者の区分別人数を示したものである。人数では、生活介護が403人(前年312人)と最も多く、次いで施設入所支援が358人(前年252人)となっている。介護区分判定は要介護3が最も多く21.2%(前年22.8%)、次いで要介護2・4・5が同数で17.3%(同17.9%, 21.0%, 14.2%)となっている。

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査票

(平成24年10月1日現在)

記入責任者 氏名		職名	
-------------	--	----	--

《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。 **指定事業単位** を基本としてご作成ください。

①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過的施設入所支援」、「経過的生活介護」等を実施する施設は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例1：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護を実施
→ 調査は1セット作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1セット）

②日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例2：自立訓練と生活介護の多機能型事業所 → 調査は2セット作成

③自立支援法による新事業の日中活動に併せて「施設入所支援」を実施する事業所は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例3：生活介護と施設入所支援 → 調査は2セット作成
（「生活介護」で1セット・「施設入所支援」で1セット）

例4：多機能型日中活動(生活介護と就労移行支援)と施設入所支援 → 調査は3セット作成
（「生活介護」で1セット・「就労移行」で1セット・「施設入所支援」で1セット）

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成24年10月1日現在でご回答ください。

☆印字内容（A～D）に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

A. 施設・事業所の名称	電話						
B. Aの所在地							
C. 経営主体の名称							
D. 施設・事業の種類	<table border="1"> <tr> <td>旧法施設</td> <td> 1. 知的障害児施設 2. 知的障害児通園施設 3. 知的障害者更生施設（入所） 4-1. 知的障害者更生施設（通所） 4-2. 知的障害者更生施設通所部門 4-3. 知的障害者更生施設分場 </td> <td> 5. 知的障害者授産施設（入所） 6-1. 知的障害者授産施設（通所） 6-2. 知的障害者授産施設通所部門 6-3. 知的障害者授産施設分場 6-4. 小規模通所授産施設 7. 知的障害者通園寮 </td> </tr> <tr> <td>新体系による事業</td> <td> 41. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 42. 児童発達支援センター・事業（旧：知的障害児通園施設） 51. 療養介護 52. 生活介護 53. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 54. 自立訓練（宿泊型） 55. 就労移行支援 56. 就労継続支援A型 57. 就労継続支援B型 </td> <td> 58. 施設入所支援 70. 多機能型 70-51療養介護 70-52生活介護 70-53自立訓練（生活訓練・機能訓練） 70-54自立訓練（宿泊型） 70-55就労移行支援 70-56就労継続支援A型 70-57就労継続支援B型 </td> </tr> </table> <p>※1つの法人で2つ以上の施設・事業を営んでいる場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。</p> <p>※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当を選択してください。</p> <p>※当協会のデータの把握状況により、旧法施設データでお送りしている場合があります。誠に恐れ入りますが、現事業へのご訂正をお願いいたします。</p>	旧法施設	1. 知的障害児施設 2. 知的障害児通園施設 3. 知的障害者更生施設（入所） 4-1. 知的障害者更生施設（通所） 4-2. 知的障害者更生施設通所部門 4-3. 知的障害者更生施設分場	5. 知的障害者授産施設（入所） 6-1. 知的障害者授産施設（通所） 6-2. 知的障害者授産施設通所部門 6-3. 知的障害者授産施設分場 6-4. 小規模通所授産施設 7. 知的障害者通園寮	新体系による事業	41. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 42. 児童発達支援センター・事業（旧：知的障害児通園施設） 51. 療養介護 52. 生活介護 53. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 54. 自立訓練（宿泊型） 55. 就労移行支援 56. 就労継続支援A型 57. 就労継続支援B型	58. 施設入所支援 70. 多機能型 70-51療養介護 70-52生活介護 70-53自立訓練（生活訓練・機能訓練） 70-54自立訓練（宿泊型） 70-55就労移行支援 70-56就労継続支援A型 70-57就労継続支援B型
旧法施設	1. 知的障害児施設 2. 知的障害児通園施設 3. 知的障害者更生施設（入所） 4-1. 知的障害者更生施設（通所） 4-2. 知的障害者更生施設通所部門 4-3. 知的障害者更生施設分場	5. 知的障害者授産施設（入所） 6-1. 知的障害者授産施設（通所） 6-2. 知的障害者授産施設通所部門 6-3. 知的障害者授産施設分場 6-4. 小規模通所授産施設 7. 知的障害者通園寮					
新体系による事業	41. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 42. 児童発達支援センター・事業（旧：知的障害児通園施設） 51. 療養介護 52. 生活介護 53. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 54. 自立訓練（宿泊型） 55. 就労移行支援 56. 就労継続支援A型 57. 就労継続支援B型	58. 施設入所支援 70. 多機能型 70-51療養介護 70-52生活介護 70-53自立訓練（生活訓練・機能訓練） 70-54自立訓練（宿泊型） 70-55就労移行支援 70-56就労継続支援A型 70-57就労継続支援B型					

[1]定員	(1)定員	人	開設年月日	西暦	年	月	日	移行年月日 ※新体系への移行日	西暦	年	月	日
-------	-------	---	-------	----	---	---	---	--------------------	----	---	---	---

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。 →

施設コード	
-------	--

[2] 現在員	(1) 契約・措置利用者数（合計）	①男	人	②女	人	計	人															
	(2) 年齢別在籍者数	年齢	① 2歳以下	② 3～5歳	③ 6～11	④ 12～14	⑤ 15～17	⑥ 18～19	⑦ 20～29	⑧ 30～39	⑨ 40～49	⑩ 50～59	⑪ 60～64	⑫ 65～69	⑬ 70～74	⑭ 75～79	⑮ 80歳以上	計				
	1. 男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
2. 女																						
計																						
(3) 利用・在籍年数別在籍者数	※ 現事業における利用・在籍年数で計上してください。 ※ ただし、「施設入所支援」、「障害児入所施設（福祉型・医療型）」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上してください。																					
在籍年数	① 0.5年未満	② 0.5～1年未満	③ 1～2年未満	④ 2～3年未満	⑤ 3～5年未満	⑥ 5～10年未満	⑦ 10～15年未満	⑧ 15～20年未満	⑨ 20～30年未満	⑩ 30～40年未満	⑪ 40年以上	計										
1. 男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人										
2. 女																						
計																						
[3] 障害程度区分別在籍者数	[2]の人員計と一致すること。 ※「療養介護」、「生活介護」、「施設入所支援」のみ回答のこと。 ※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上すること。										非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計			
[4] 療育手帳程度別在籍者数	[2]の人員計と一致すること。										最重度・重度	中軽度	不所持・不明	計								
[5] 重度重複障害児加算の状況	※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」のみ回答のこと										人											
[6] 強度行動障害児（者）在籍人数	イ. 強度行動障害児（者）とは、強度行動障害判定基準表（平成15年2月21日厚生労働省告示第40号/平成16年1月6日障発第0106001号厚生労働省・看護局障害保健福祉部長通知）により10点以上の者とする。 ロ. (2)には(1)強度行動障害児（者）のうち「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月21日厚生労働省告示第30号）「強度行動障害特別処遇加算について」（平成16年1月6日障発第0106001号厚生労働省・看護局障害保健福祉部長通知）により強度行動障害者特別支援（処遇）加算の対象となっている人数を記入すること。										(1) 強度行動障害児（者）総数			(2) 強度行動障害児特別支援加算を受けている人数 ※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」のみ回答のこと								
	①男			②女			計			①男			②女			計						
[7] 重度障害者支援加算の状況	※重度障害者支援加算ⅠとⅡは併給できません。										重度障害者支援加算（Ⅰ）			1. 受けている			【重度障害者支援加算Ⅰの対象】 (イ) 医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者（生活介護等を受ける者）の数の2割以上であって、規定の人員配置に加え、常勤換算方法で、看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして届け出た事業所が施設入所支援のサービスを提供した際に加算（すべての利用者：28単位） (ロ) 上記（イ）が算定されている障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして届け出た事業所が施設入所支援のサービスを提供した際に加算（すべての利用者：（イ）+22単位）					
											重度障害者支援加算（Ⅱ）			1. 受けている（ ）人			【重度障害者支援加算Ⅱの対象】 規定の人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を0.5人～1人以上配置しているものとして届け出た事業所が、施設入所支援のサービスを提供した際に、重度障害者等包括支援の対象者（障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が8点以上である者）1人につき加算（10単位～735単位）					
[8] 身体障害の状況	※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと										手帳所持者実数	①視覚			②聴覚	③平衡	④音声・言語又は咀嚼機能	肢体不自由			⑧運動機能障害	
											人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
											内部障害	⑨心臓機能			⑩じん臓機能	⑪呼吸器機能	⑫膀胱又は直腸機能	⑬小腸機能	⑭免疫機能	⑮肝機能		
											人	人	人	人	人	人	人	人	人			
[9] 精神障害の状況	イ. 医師の診断名がついているもののみ記入すること。 ロ. てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ記入のこと。										区分			人員			区分			人員		
	1. 自閉性障害（小児自閉症、カナー自閉症など）										人			5. てんかん性精神病			人					
	2. 統合失調症										人			6. 器質性精神病			人					
	3. 気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）										人			7. その他（強迫性障害、心因反応、神経症様反応など）			人					
	4. 非定型精神病										人			計			人					
[10] 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	※ [9]によらず、精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を回答のこと。										人											

[11]「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中のもの人数		人					
[12]支 援 度	支援度の指 標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[12]－A 日常生活面	内 容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されているが、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	人
[12]－B 行 動 面	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	人
[12]－C 保 健 面	内 容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	人
[13]利用率（平成24年7～9月までの3ヶ月間） ※少数第一位（第二位を四捨五入）まで回答のこと。		%					
		※利用率＝3ヶ月の延べ利用者数÷定員÷3ヶ月の開所日数×100					
[14]複数事業利用者数 ※日中活動事業所のみ回答のこと。 ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと。		人					
		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業です					
[15]日中活動利用者の生活の場の状況 ※日中活動事業所のみ回答のこと。 ※[2]と人員計が一致すること。	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	人	5. 福祉ホーム	人			
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6. 施設入所支援	人			
	3. グループホーム・ケアホーム・生活寮等	人	7. その他	人			
	4. 自立訓練（宿泊型）	人	計	人			
[16]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※「施設入所支援」のみ回答のこと。 ※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く。 ※[2]と人員計が一致すること。	1. 同一法人敷地内で活動	人					
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動	人					
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	人					
	4. その他の日中活動事業所等で活動	人					
	計	人					
[17]居室の状況 ※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」および「施設入所支援」のみ回答のこと。 ※居室の定員・空き室の有無にかかわらず、実際の利用状況で回答のこと。	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計	
	室	室	室	室	室	室	

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。 →

施設コード	
-------	--

[18]－A 入所前（利用前）の状況 ※該当期間に新体系に移行した事業所はすべての利用者について回答のこと		イ. 平成23年10月1日～平成24年9月30日の1年間を調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1)と(2)の人員計が一致すること					
		(1) 生活の場 (人)			(2) 活動の場 (人)		
1.家庭（親・きょうだいと同居）		21.自立訓練（宿泊型）		1.家庭のみ		21.救護施設	
2.アパート等（主に単身）		22.少年院・刑務所等の矯正施設		2.デイサービス等		22.老人福祉・保健施設	
3.グループホーム・ケアホーム・生活寮等		23.その他・不明		3.一般就労		23.一般病院・老人病院（入院）	
4.社員寮・住み込み等				4.福祉工場		24.精神科病院（入院）	
5.職業能力開発校寄宿舎				5.福祉作業所・小規模作業所		25.療養介護	
6.特別支援学校寄宿舎				6.職業能力開発校		26.生活介護	
7.重症心身障害児施設				7.特別支援学校（高等部含む）		27.自立訓練	
8.知的障害児施設				8.小中学校		28.就労移行支援	
9.児童養護施設				9.その他の学校		29.就労継続支援A型	
10.その他の児童福祉施設				10.保育所・幼稚園		30.就労継続支援B型	
11.知的障害者更生施設（入所）				11.重症心身障害児施設		31.地域活動支援センター等	
12.知的障害者授産施設（入所）				12.知的障害児施設		32.少年院・刑務所等の矯正施設	
13.知的障害者通所寮				13.知的障害児通園施設		33.その他・不明	
14.知的障害者福祉ホーム				14.児童養護施設			
15.その他の心身障害者施設				15.その他の児童福祉施設			
16.救護施設				16.知的障害者更生施設（入所）			
17.老人福祉・保健施設				17.知的障害者更生施設（通所）			
18.一般病院・老人病院				18.知的障害者授産施設（入所）			
19.精神科病院				19.知的障害者授産施設（通所）			
20.施設入所支援		計		20.その他の心身障害者施設		計	

[18]－B 退所後（契約・措置解除後）の状況		イ. 平成23年10月1日～平成24年9月30日の1年間を調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1)と(2)の人員計が一致すること					
		(1) 生活の場 (人)			(2) 活動の場 (人)		
1.家庭（親・きょうだいと同居）		21.死亡退所		1.家庭のみ		22.生活介護	
2.アパート等（主に単身）				2.デイサービス等		23.自立訓練	
3.グループホーム・ケアホーム・生活寮等				3.一般就労		24.就労移行支援	
4.社員寮・住み込み等				4.福祉工場		25.就労継続支援A型	
5.職業能力開発校寄宿舎				5.福祉作業所・小規模作業所		26.就労継続支援B型	
6.特別支援学校寄宿舎				6.職業能力開発校		27.地域活動支援センター等	
7.重症心身障害児施設				7.特別支援学校（高等部含む）		28.少年院・刑務所等の矯正施設	
8.障害児入所施設（福祉型・医療型）				8.小中学校		29.その他・不明	
9.児童養護施設				9.その他の学校		小計	
10.その他の児童福祉施設				10.保育所・幼稚園		30.死亡退所	
11.知的障害者福祉ホーム				11.重症心身障害児施設			
12.その他の心身障害者施設				12.障害児入所施設（福祉型・医療型）			
13.救護施設				13.児童発達支援センター・児童発達支援事業等			
14.老人福祉・保健施設				14.児童養護施設			
15.一般病院・老人病院				15.その他の児童福祉施設			
16.精神科病院				16.その他の心身障害者施設			
17.施設入所支援				17.救護施設			
18.自立訓練（宿泊型）				18.老人福祉・保健施設			
19.少年院・刑務所等の矯正施設				19.一般病院・老人病院（入院）			
20.その他・不明				20.精神科病院（入院）			
小計		計		21.療養介護		計	

[19] 就職の状況 ※「児童発達支援センター・事業（旧：知的障害児通園施設）」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

イ、家業を手伝う（低額であっても賃金を受け取る）場合も記入のこと

ロ、平成23年10月1日～平成24年9月30日の1年間を調査すること

ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業所での利用（在所）期間を記入のこと

ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること

No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所) 年月	知的障害の程度 (次ページ 別表1より)	年金受給の有無 (次ページ 別表2より)	業種及び仕事の内容（具体的に）	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (次ページ 別表3より)
1	歳		年 ヶ月				¥	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

[20] 精神科病院への入院 イ、契約（措置）を解除した場合のみ記入のこと

※「施設入所支援」は除く

ロ、平成23年10月1日～平成24年9月30日の1年間を調査すること

ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業所での利用（在所）期間を記入のこと

No.	退所時 年齢	性別	事業利用 (在所) 年月	知的障害の程度 (次ページ 別表1より)	入院時の行動面の支 援度〔12〕-Bの級)	精神科病院入院時の 診断名(次ページ 別表4より)	入院時の問題行動 (次ページ 別表5より)	入院時の精神状態 (次ページ 別表6より)	以前の精神科病院 入院歴(別表7より)
1	歳		年 ヶ月						
2									
3									
4									

[21] 死亡の状況 イ、平成23年10月1日～平成24年9月30日の1年間を調査すること

※「施設入所支援」は除く

ロ、退所後6ヶ月程度で死亡したケースも記入すること

ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業所での利用（在所）期間を記入のこと

ニ、(ア)(イ)(ウ)(エ)については死亡診断書より記入すること

No.	死亡時 年齢	性別	事業利用 (在所) 年月	知的障害の程度 (次ページ 別表1より)	死亡年月	死亡場所 (次ページ 別表8より)	(ア) 直接死因	(イ) の原因	(ウ) 発病から死亡 までの期間	(エ) 死因の種類	特記事項 (次ページ 別表9より)	知的障害の 原因 (次ページ 別表10より)
1	歳		年 ヶ月		年 月				年 ヶ月			
2												
3												
4												

別表1	別表5	別表8
1. 最重度 2. 重度 3. 中度 4. 軽度 5. 知的障害なし	1. 小児自閉症 (顕著な自閉傾向含む) 2. 統合失調症(精神分裂病) 3. 器質性精神病 4. てんかん性精神病 5. 気分障害(周期性精神病) 6. てんかん 7. その他 8. 不明	1. 施設 2. 病院 3. 家庭 4. その他
1. 有:1級 2. 有:2級 3. 有:その他 4. 無	※「精神分裂病」は平成14年6月より、日本精神神経学会において「統合失調症」と変更されております。	1. ダウン症 2. クレチン 3. 代謝異常 4. てんかん 5. 心臓奇形 6. 脳性マヒ 7. 水頭症 8. 運動機能障害
1. 家 庭 2. アパート等 3. グループホーム・ ケアホーム・生活寮等 4. 社員寮等 5. 通勤寮・自立訓練(宿 泊型) 6. 福祉ホーム 7. そ の 他	※「精神分裂病」は平成14年6月より、日本精神神経学会において「統合失調症」と変更されております。	1. 感染症または中毒に起因するもの 2. 外傷または物理的原因によるもの 3. 代謝または栄養障害および内分泌疾患 4. 神経筋疾患 5. 不明の出生前要因によるもの 6. 染色体異常によるもの 7. 周生期疾患によるもの 8. 精神医学的障害によるもの 9. 環境の影響によるもの 10. その他の条件によるもの

[22] 高齢化と老化

※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」、「児童発達支援センター・事業（旧：知的障害児通園施設）」は除く

(1) 高齢化・老化が問題となっている人がいますか
1. いる 2. いない 3. 非該当
※「1. いる」に回答した場合は、以下の(2)～(6)にお答えください

(2) 高齢化・老化が問題となっている人数 人
SQ その年齢区分

年齢	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計*
人数	人	人	人	人	人	人

(※計は上記(2)の人数と一致すること)

(3) 高齢化・老化が問題となっている人のための特別な編成（プログラム等）がありますか
1. ある 2. 編成予定 3. ない
SQ1 その対象者数 人（現在員の %）
SQ2 その内容に該当するもの全てに○をつけてください
1. 身体健康 2. 日常生活行動 3. 心の健康 4. その他（ ）
SQ3 施設・事業所内で生活区分や活動単位を分けていますか
生活区分 … 1. 分けている 2. 一部分けている 3. 分けていない
活動単位 … 1. 分けている 2. 一部分けている 3. 分けていない

(4) 高齢化・老化が問題となっている人への対応で苦慮している主な事項3つに○をつけてください
1. 日常生活行動における援助・介助 2. リハビリテーション 3. 心のケア 4. 活動（クラブ・趣味等）
5. 保健・医療ケア 6. 建物・設備 7. その他（ ）

(5) 要介護認定を受けている方の人数と区分の内訳をお書きください

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
人数	人	人	人	人	人	人	人	人

(6) 老化に伴う様々な症状が顕著にみられる人への対応
1. ターミナルケアも含め対応している
2. 症状が顕著でない限りできるだけ施設で対応している
3. 老化の兆候がみられた場合は介護保険への移行により対応している →老人ホーム等の入所待機者 人
→SQ 過去1年間（平成23年10月1日～平成24年9月30日）で老化により退所した人の退所先内訳

退 所 先	人数	退 所 先	人数	退 所 先	人数
1. 特別養護老人ホーム	人	4. 高齢者が対象の知的障害者支援施設	人	7. 家庭	人
2. その他の老人ホーム		5. 身体障害者療護施設		8. その他	
3. 老人保健施設		6. 病院		計	

